

4 設計編

建築物編 4-1

- 1 移動等円滑化経路
- 2 移動等円滑化経路を構成する出入口
- 3 移動等円滑化経路を構成する廊下等
- 4 移動等円滑化経路を構成する傾斜路
- 5 移動等円滑化経路を構成するエレベーター等
- 6 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路
- 7 出入口
- 8 廊下等
- 9 階段
- 10 傾斜路
- 11 エレベーター
- 12 便所
- 13 駐車場
- 14 敷地内の通路
- 15 客席及び観覧席
- 16 客室
- 17 浴室及び脱衣室（浴室等）
- 18 シャワー室及び更衣室
- 19 授乳及びおむつ交換場所
- 20 改札口及びレシ通路
- 21 公衆電話台
- 22 券売機
- 23 受付カウンター及び記載台
- 24 案内標識板
- 25 緊急時の設備
- 26 視覚障がい者移動等円滑化経路

建築物(小規模施設)編 4-2

- 1 出入口
- 2 廊下等
- 3 エレベーター
- 4 便所
- 5 駐車場
- 6 敷地内の通路
- 7 改札口及びレシ通路
- 8 案内標識板

道路編 4-3

- 1 歩道等
(歩道及び自転車歩行者道)
- 2 歩道と車道が境する部分で歩行者が通行する部分
- 3 歩道等を横断する車両出入口
- 4 案内標識

公園編 4-4

- 1 出入口
- 2 園路
- 3 転落防止等
- 4 便所
- 5 駐車場
- 6 案内表示等
- 7 付帯設備

路外駐車場編 4-5

- 1 路外駐車場用いす使用者用駐車施設
- 2 路外駐車場車移動等円滑化経路

共通事項編 4-6

- 1 手すり
- 2 線状ブロック等及び点状ブロック等
- 3 参考事項
 - ・床材
 - ・スイッチ、コンセント類
 - ・点字
 - ・国際シンボルマーク

建築物編 4-1

- 1 移動等円滑化経路
- 2 移動等円滑化経路を構成する出入口
- 3 移動等円滑化経路を構成する廊下等
- 4 移動等円滑化経路を構成する傾斜路
- 5 移動等円滑化経路を構成する
エレベーター等
- 6 移動等円滑化経路を構成する
敷地内の通路
- 7 出入口
- 8 廊下等
- 9 階段
- 10 傾斜路
- 11 エレベーター
- 12 便所
- 13 駐車場
- 14 敷地内の通路
- 15 客席及び観覧席
- 16 客室
- 17 浴室及び脱衣室
- 18 シャワー室及び更衣室
- 19 授乳及びおむつ交換場所
- 20 改札口及びレジ通路
- 21 公衆電話台
- 22 券売機
- 23 受付カウンター及び記載台
- 24 案内標示板
- 25 緊急時の設備
- 26 視覚障がい者移動等円滑化経路



建築物編

1 移動等円滑化経路

整備基準

(1) 次に定める場合においては、それぞれに定める経路のうち、1以上（エに掲げる場合にあっては、そのすべて）は移動等円滑化経路とすること。

ア 公共的施設に、条例第2条第2号に定める公共的施設においてサービス等の提供を受ける者（以下「利用者」という。）の用に供する居室（以下「利用居室」という。）を設ける場合道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室までの経路（直接地上へ通ずる出入口のある階（以下「地上階」という。）の直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。）

イ 公共的施設又はその敷地に、車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房（以下「車いす使用者用便房」という。車いす使用者用客室に設けられるものを除く。）を設ける場合 利用居室（当該公共的施設に利用居室が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。）から当該車いす使用者用便房までの経路

ウ 公共的施設又はその敷地に、車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）を設ける場合 当該車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路

エ 公共的施設が公共用歩廊である場合 その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路（当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。）

(2) 特定公共的施設の移動等円滑化経路上には階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合においては、この限りでない。

整備基準の解説

○本項は、建築物の敷地の接する道等から利用居室に至る1以上の経路を車いす使用者等が円滑に利用できる経路及び、当該利用居室から車いす使用者用駐車施設及び車いす使用者便房に至る1以上の経路を設けることを規定している。

基本的な考え方

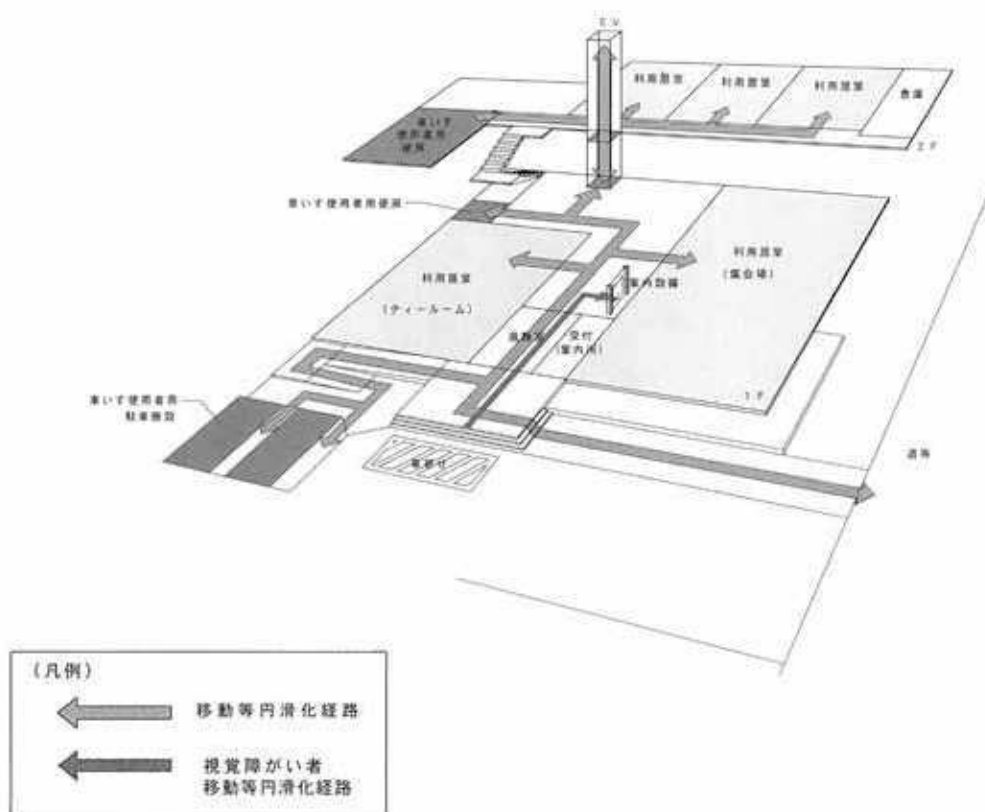
不特定多数の人たちや、障がい者、高齢者等が利用する経路のうち、1 以上は、障がい者や高齢者等が円滑に利用できるように整備しなければなりません。

具体的な整備の例 整備の要点

図面
番号

■ 移動等円滑化経路の例

1-1



「移動等円滑化経路」を上図をもとに例示すると以下のとおりとなります。

「利用居室」→「道等」	「利用居室」→「廊下等」→「エレベーター」→「廊下等」→「(建築物の) 出入口」→「敷地内の通路」→「道等」
「利用居室」→「車いす使用者用便所」	「利用居室」→「廊下等」→「エレベーター」→「廊下等」→「車いす使用者用便所」
「車いす使用者用駐車施設」→「利用居室」	「車いす使用者用駐車施設」→「敷地内の通路」→「(建築物の) 出入口」→「廊下等」→「エレベーター」→「廊下等」→「利用居室」



建築物編

2 移動等円滑化経路を構成する出入口

整備基準

移動等円滑化経路を構成する出入口は、7の項の規定によるほか、次に定める構造とすること。

- (1) 幅は、80 cm 以上とすること。
- (2) 戸を設ける場合においては、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

整備基準の解説

- 本項は、直接地上に通ずる出入口（以下「建物出入口」という。）及び各室の出入口（以下「駐車場出入口」という。）について、それぞれ1以上の出入口を、障がい者、高齢者等が通過できる構造とすることを規定している。
- 幅 80cm は、車いすが通過できる寸法である。
- 「車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造」とは、車いす使用者が通過できない構造の回り扉等としないことを求めているものである。戸の形式としては「引き戸」が望ましいが、やむを得ず「開き戸」とする場合には、開き方向に十分なスペースを設け、軽く緩やかに開閉できる構造とする等の配慮が必要である。
- 「車いす使用者が通過する際に支障とならない高低差」とは、「高低差が 2 cm 以下で丸みを持たせた段」等のことで車いすで支障なく通過できる構造のものである。

基本的な考え方

出入口は、障がい者、高齢者をはじめとする多くの人が通過する場所であり、誰もが利用しやすいものとするのが大切です。このためには、出入口の幅を確保し、戸を開閉しやすい構造とするなどの整備に努める必要があります。

整備のポイント	整備の要点（●：整備基準 ◎：考慮すべき事項）	図面番号
1 出入口の幅	●幅は、有効幅を 80 cm 以上とする。	2-1, 3, 4
2 戸の構造	●自動的に開閉する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とする。	2-2～6
	◎主要な建物出入口及び駐車場出入口などは、自動扉が望ましい。	2-1, 2
	◎自動扉とする場合は、開閉速度、起動装置、安全装置等は障がい者、高齢者等に配慮する。	2-2
	◎主要な各室出入口などは、引き戸が望ましい。	2-3
	◎開き戸とする場合は、車いす使用者がとの開閉を行うために必要なスペースを設ける。また、ドアクローザーを設ける場合は軽く緩やかに開閉する構造とする。	2-4
	◎戸の全面に透明ガラス等を用いる場合は、衝突防止策を講ずるよう配慮する。	2-1
	◎戸の取っ手は、操作しやすいものとする。	2-5
3 高低差の解消	●車いす使用者が通過する際に支障となる高低差がないこと。ただし、どうしても高低差が生じる場合は、高さを 2 cm 以下とし、丸みを持たせたものとする。	2-6
	◎敷居などは、埋込み式のレールを使う等の配慮をする。	2-3
4 視覚障がい者への配慮	◎必要に応じて、線状ブロック等及び点状ブロック等を敷設する。	2-1

関連基準(バリアフリー法誘導基準)

- ☐ 主要な出入口の有効幅：120 cm 以上（有効幅 120 cm 以上の戸の 1 以上は、自動扉とする。）
☐ その他の出入口の有効幅：90 cm 以上

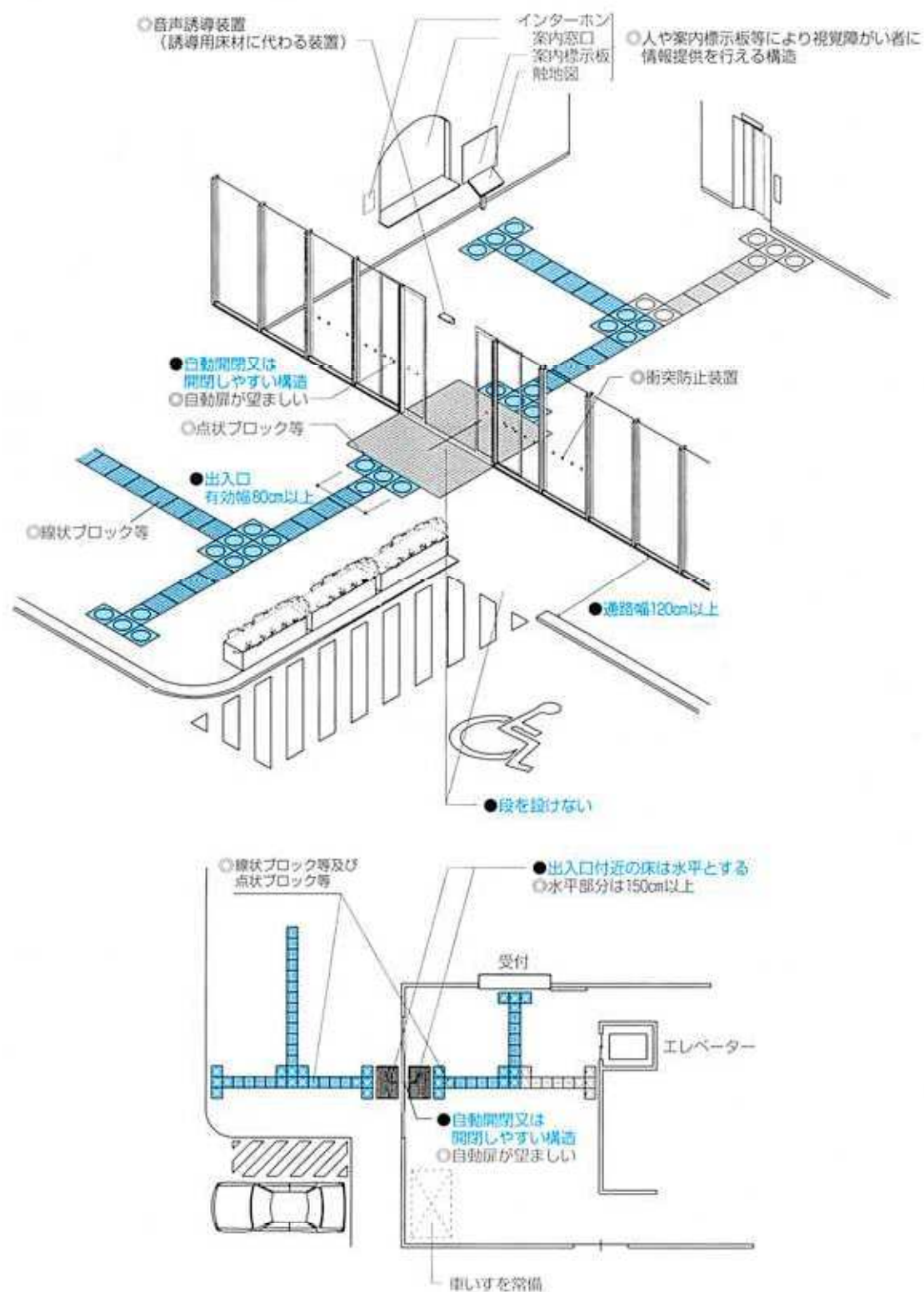
具体的な整備の例

図面
番号

整備の要点 (●:整備基準 ○:考慮すべき事項)

2-1

■建物出入口



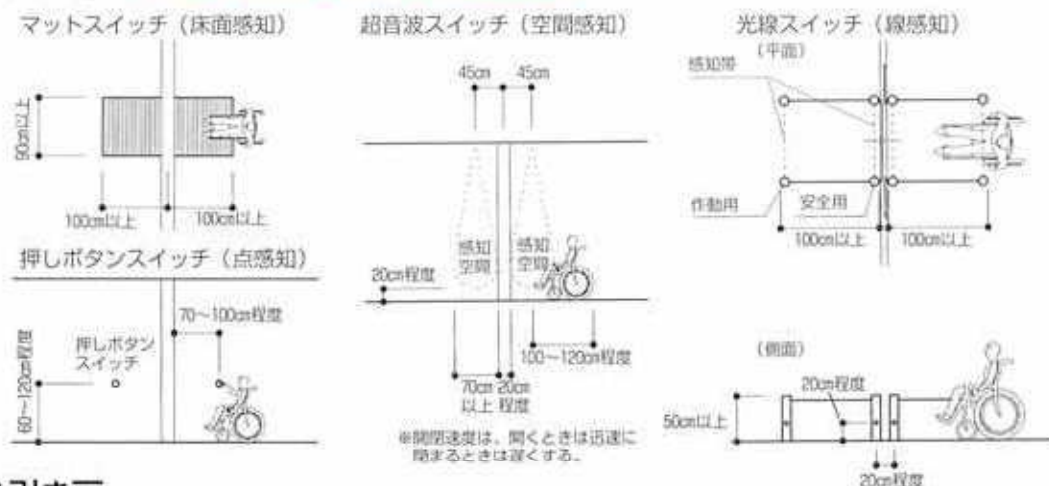
2 移動等円滑化経路を構成する出入口

整備の要点（●：整備基準 ○：考慮すべき事項）

図面番号

2-2

■自動扉 ●戸に挟まれることがないよう急凍防止措置を講じる



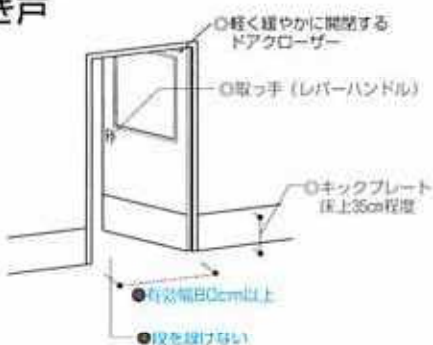
2-3

■引き戸



2-4

■開き戸



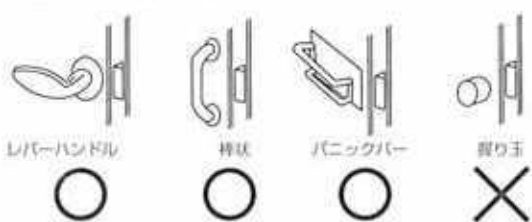
（左）

2-5

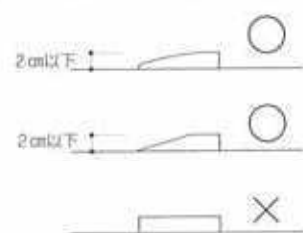
（右）

2-6

■取っ手の形式



■すりつけの例（2cm以下の段差）





建築物編

3 移動等円滑化経路を構成する廊下等

整備基準	整備基準の解説
移動等円滑化経路を構成する廊下等は、8の項の規定によるほか、次に定める構造とすること。 (1) 幅は、120 cm 以上とすること。 (2) 廊下等の末端の付近の構造は車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50 m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。 (3) 2の項に定める構造の出入口及び5の項（1）並びに5の項（2）のアに定める構造のエレベーターの出入口に接する部分は、水平とすること。 (4) 戸を設ける場合においては、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	○本項は、利用者の用に供する主要な廊下等の共通の基準として、障がい者、高齢者等が通行しやすい構造とすることを規定している。 ○幅 120 cm は、人が横向きになれば車いす使用者とすれ違うことができる寸法である。 ○「車いすの転回に支障のないもの（構造）」あるいは「車いすの転回できる構造の部分」とは、「140 cm 角以上のスペース」や「T 字型の交差部分」などのことである。また、廊下幅の有効幅が 140 cm 以上ある場合は、転回スペースがあるものとする。 ○各出入口部分では、車いす使用者が戸の開閉操作などをする必要があるため、車いすを安全に停止できるように床を水平とする。

整備のポイント	整備の要点（●：整備基準 ◎：考慮すべき事項）	図面番号
1 廊下等の構造	●主要な廊下等の幅は、有効幅を 120 cm 以上とする。 ●「2 出入口」に定める出入口、エレベーターの出入口及び車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降用の出入口に接する部分は、水平とする。 ◎上記の水平部分は、150 cm 角以上のスペースを確保する事が望ましい。 ◎必要に応じて、手すりを設ける。 ◎柱型などの突起物はできるだけなくす。 ◎曲がり角の出隅を落とし、キックプレートを設置するなどの配慮をする。	3-1, 3 2-1, 5-1 2-1, 5-1 8-3, 4
2 車いす転回スペース	●廊下等の末端部分や区間 50 m以内ごとに車いすの転回スペースを設ける。	3-1
3 視覚障がい者への配慮	●階段又は傾斜路の床は、廊下等及び踊場と認識しやすいよう明度差の大きい色の仕上げとする。 ●階段又は傾斜路の床の上端に近接する廊下等及び踊場には、点状ブロック等を敷設する。	3-3 3-3

関連基準(バリアフリー法誘導基準)

□主要な廊下の有効幅：180 cm 以上（有効幅 140 cm とする緩和規定あり）

基本的な考え方

廊下等は、障がい者、高齢者等が安全に通行し目的の場所まで到達できるようにすることが大切です。このためには、廊下の幅を確保するなどの整備に努めることが必要です。

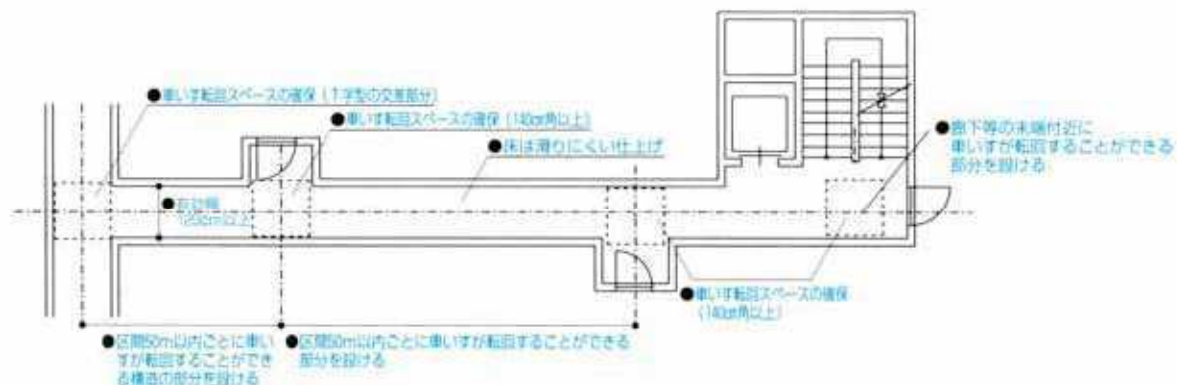
具体的な整備の例

整備の要点（●：整備基準 ◎：考慮すべき事項）

面号
図番

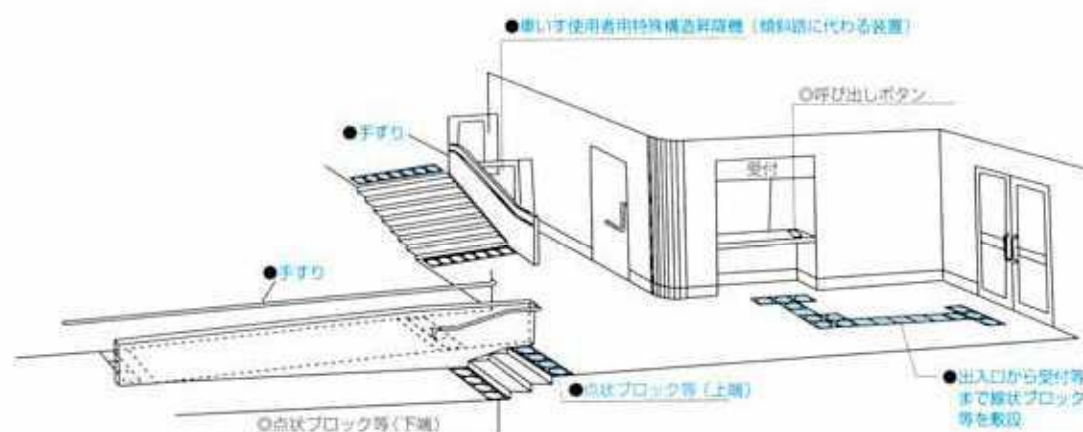
■ 転回スペースの確保

3-1

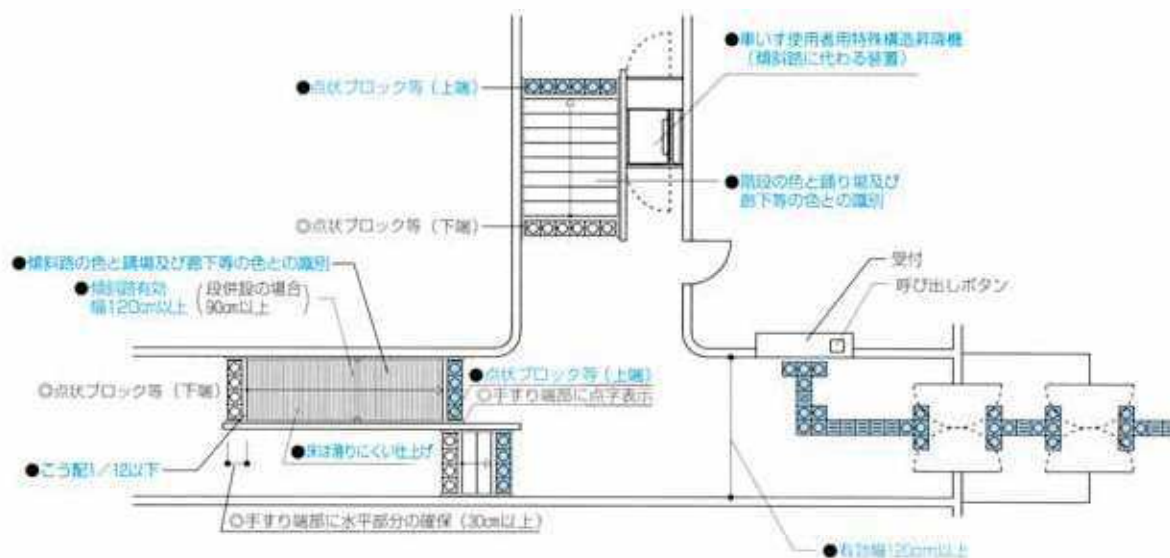


■廊下等の障がい者対応

3-2



3-3





建築物編

4 移動等円滑化経路を構成する傾斜路

整備基準	整備基準の解説
移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、10の項の規定によるほか、次に定める構造とすること。 (1) 幅は、階段に代わるものにあつては120cm以上、階段に併設するものにあつては90cm以上とすること。 (2) 勾配は、1/12を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあつては、1/8を超えないこと。 (3) 高さが75cmを超えるものにあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。	○本項は、利用者の用に供する主要な傾斜路等の共通の基準として、障がい者、高齢者等が通行しやすい構造とすることを規定している。 ○傾斜路の幅90cm（階段に併設された場合）は、傾斜路を車いすで通過できる寸法である。 ○勾配については、国際シンボルマークの掲示のための基準となっている1/12を基本勾配とする。また、高低差が小さい場合には、建築基準法で規定されている最大勾配1/8を基準とする。 ○傾斜路が長くなる場合には、車いす使用者が休憩及び加速したりする必要があるため、一定の間隔で平坦な部分（踊場）を設ける。

整備のポイント	整備の要点（●：整備基準 ◎：考慮すべき事項）	図面番号
1 傾斜路等の設置	●高低差がある場合は、傾斜路を設ける。	4-1
	●幅は、有効幅を120cm以上とする。	4-1
	●勾配は、1/12を超えないこと。 (高さが16cm以下の場合は、1/8を越えないこと。)	4-1
	●傾斜路の高さが75cmを越える場合は、75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設ける。	4-1
	●傾斜路には手すりを設ける。	4-1
2 視覚障がい者への配慮	◎傾斜路には両側に手すりを設けることが望ましい。	4-1
	●傾斜路の床は、廊下等及び踊場と識別しやすいよう明度差の大きい色の仕上げとする。	4-1
	●傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場には点状ブロック等を敷設する。	4-1

関連基準(バリアフリー法誘導基準)

□傾斜路の有効幅：150cm以上（階段併設の場合は120cm以上）

基本的な考え方

傾斜路は、障がい者、高齢者等が安全に通行し目的の場所まで到達できるようにすることが大切です。このためには、スロープ等により段差を解消するなどの整備に努める必要があります。

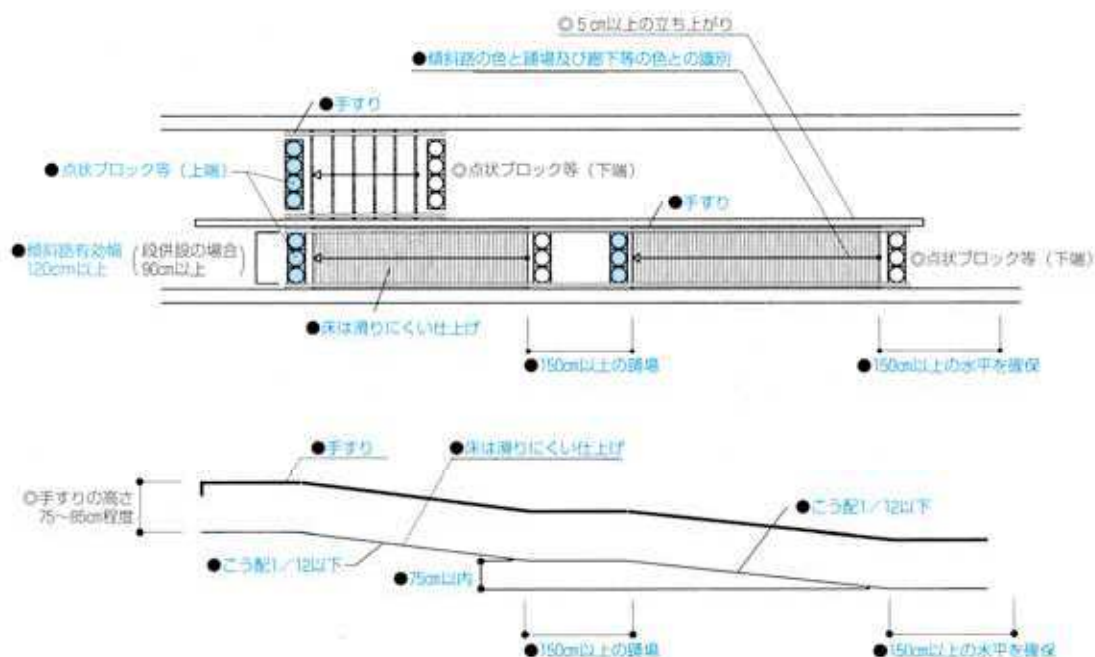
具体的な整備の例

整備の要点（●：整備基準 ◎：考慮すべき事項）

図面
番号

4-1

■ 傾斜路の平面、断面





建築物編

5 移動等円滑化経路を構成するエレベーター等

整備基準

- (1) 特定公共的施設の移動等円滑化経路を構成するエレベーター(2)に規定するものを除く。)及びその乗降口ビーは、11の項(1)から(7)まで、(9)及び(10)の規定によるほか、次に定める構造とすること。

ア かご(人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。)の平面形状は、車いすの転回に支障がないものとする。

イ かごの幅は、140 cm 以上とすること。

- (2) 特定公共的施設の移動等円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車いす使用者が円滑に利用することができるものとして次に定める構造とすること

ア 特殊な構造又は使用形態のエレベーター(昇降行程が4 m以下のエレベーター又は階段の部分、傾斜路の部分その他これらに類する部分に沿って昇降するエレベーターで、かごの定格速度が15 m/分以下で、かつ、その床面積が2.25 m²以下のもの。

(ア) 特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件(平成12年建設省告示第1413号)第1第9号に規定する構造とすること。

(イ) かごの幅は70 cm 以上とし、かつ、奥行きは120 cm 以上とすること。

(ウ) 車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合においては、かごの幅及び奥行きを十分に確保すること。

イ エスカレーター(車いすに座ったまま車いす使用者を昇降させる場合に2枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、当該運転時において、踏段の定格速度を30 m/分以下とし、かつ、2枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたものをいう。)は、通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーターの構造及びエスカレーターの勾配に応じた踏段の定格速度を定める件(平成12年建設省告示第1417号)第1ただし書に規定する構造とすること。

整備基準の解説

○本項は、障がい者、高齢者等が利用しやすいエレベーターを1基以上設けることを規定している。

○左記告示については、「資料編」参照

○左記告示については、「資料編」参照

基本的な考え方

エレベーター等は、障がい者、高齢者等が垂直移動をするためにきわめて有効な手段です。このため、かごや乗降ロビーなどを障がい者、高齢者等が利用しやすいものとする必要があります。また、玄関ホールなど誰もがわかりやすい場所に設置することも大切です。

整備のポイント	整備の要点（●：整備基準 ◎：考慮すべき事項）	図面番号
1 エレベーターの設置	●障がい者、高齢者等が利用しやすいエレベーター、又は車いす使用者特殊構造昇降機を設ける。	5-1～6
2 エレベーターのかごの構造	●かごの平面形状は、車いすの転回に支障のないものとする。	5-2
	●かごの幅は 140cm 以上とする。	5-2
	◎かご内には、手すりや鏡を設置する。	5-2
3 車いす使用者特殊構造昇降機の構造	●車いす使用者用特殊昇降機は、平成 12 年度建設省告示第 1413 号第 1 第 9 号に規定する昇降機に限る。	5-5, 6
	●かごの幅は 70 cm 以上とし、かごの奥行きは 120 cm 以上とする。	5-5, 6
	◎かご内には、手すりや鏡を設置する。	

関連基準(バリアフリー法誘導基準)

- かごの幅 : 160 cm 以上
- かご奥行き : 135 cm 以上
- 出入口幅 : 1 以上は 90 cm 以上
: その他は 80 cm 以上
- 乗降ロビー : 1 以上は幅、奥行き 180 cm 以上
: その他は幅、奥行き 150 cm 以上

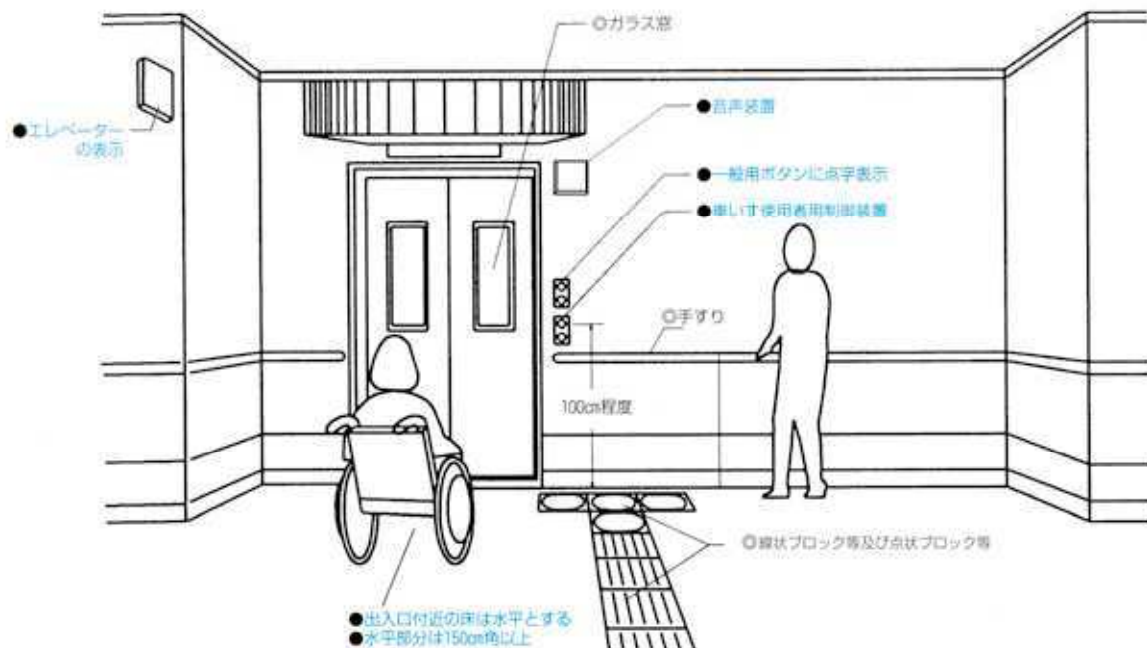
具体的な整備の例

図面
番号

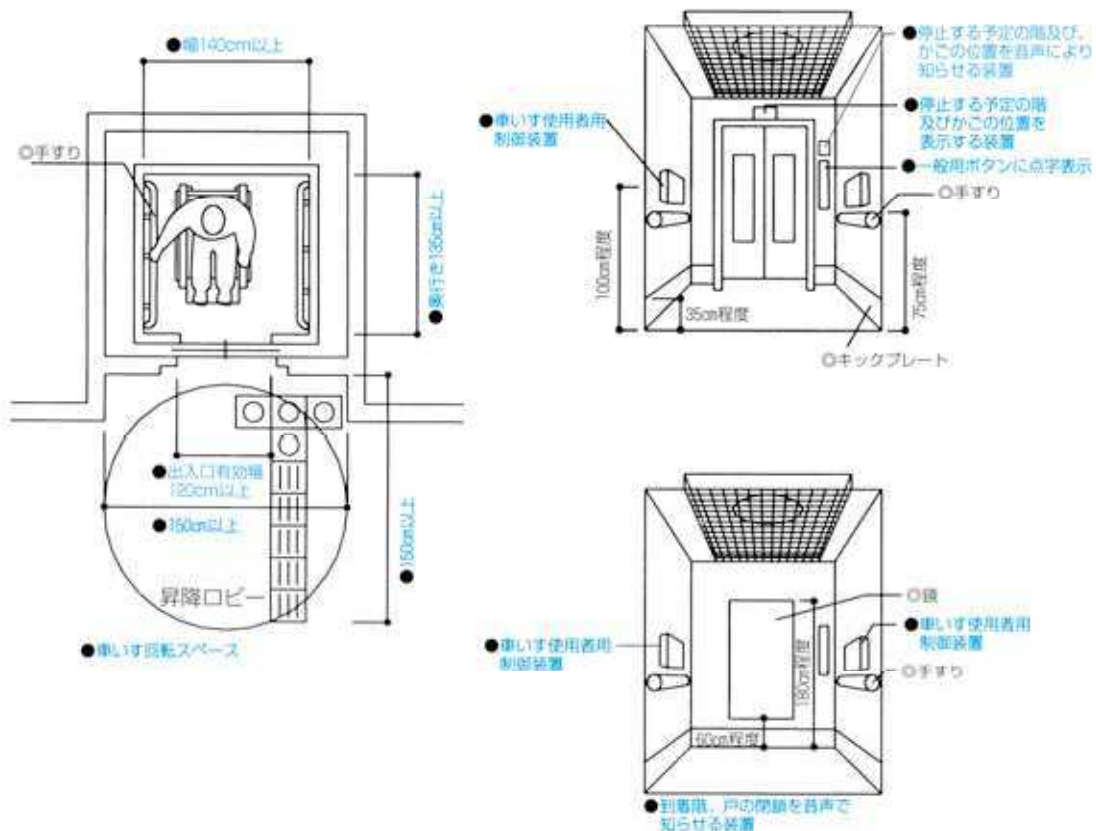
整備の要点 (●:整備基準 ○:考慮すべき事項)

5-1

■ エレベーター



5-2

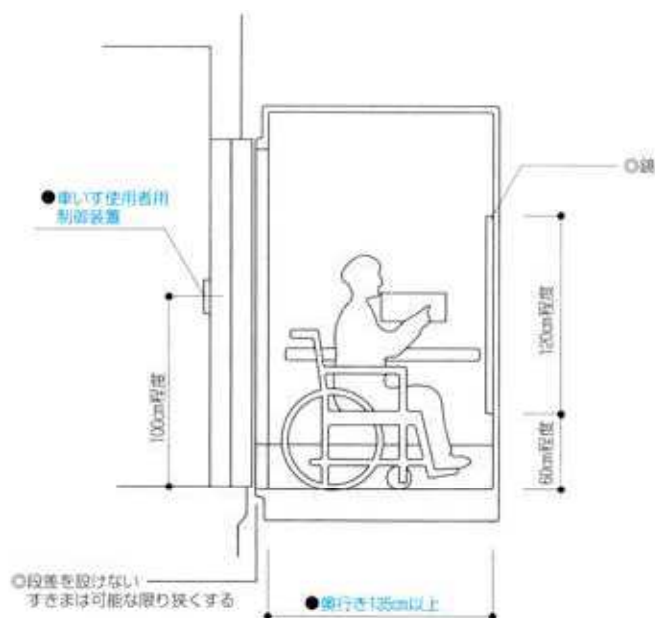


5 移動等円滑化経路を構成するエレベーター等

整備の要点（●：整備基準 ◎：考慮すべき事項）

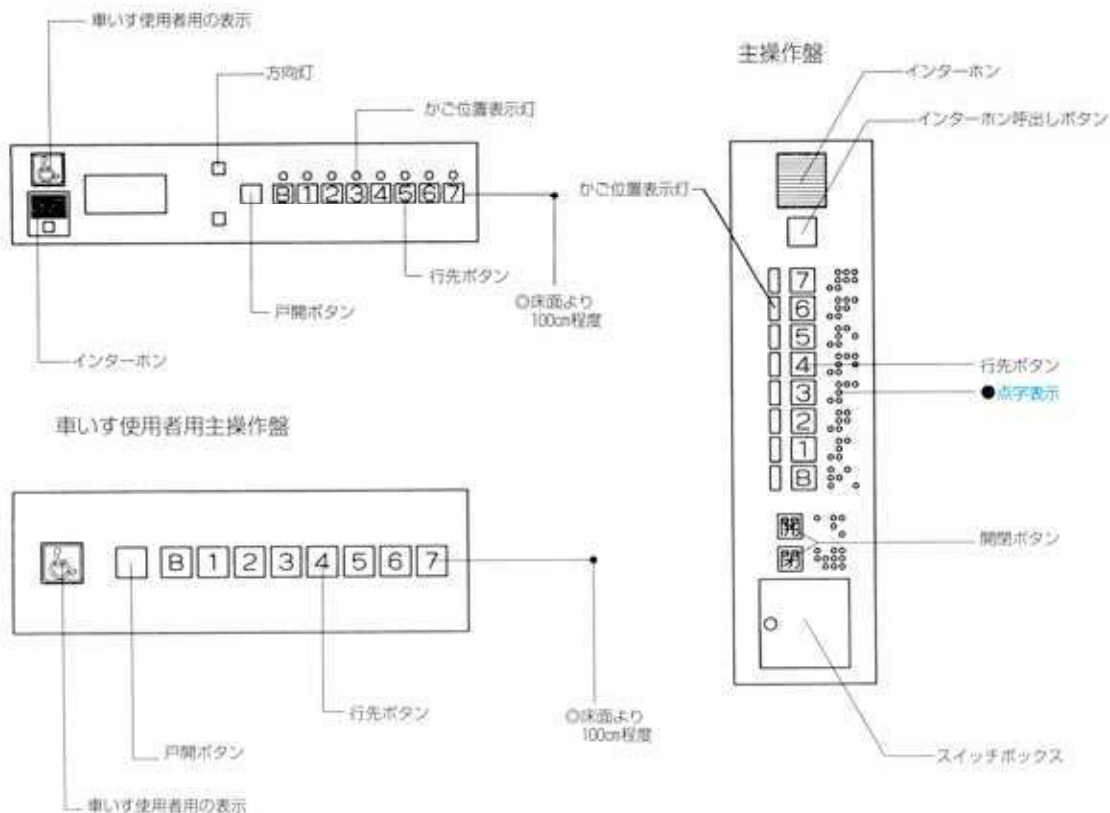
図面
番号

5-3



■ 車いす使用者等が利用しやすい操作盤

車いす使用者用主操作盤
（正面パネルにかご位置表示灯、方向灯を設けない場合）



5-4

具体的な整備の例

図面
番号

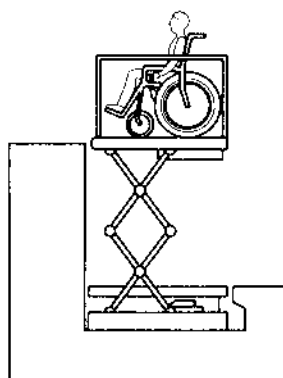
整備の要点

5-5

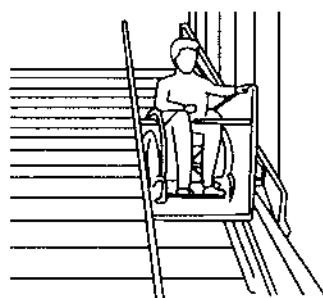
■車いす使用者特殊構造昇降機

(注) 平成12年度建設省告示第1413号第1第9号に規定する昇降機に限る。

電動油圧リフト

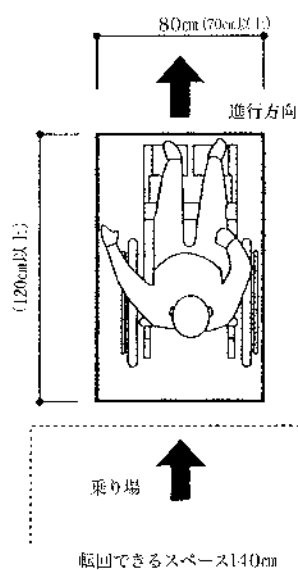


階段リフト

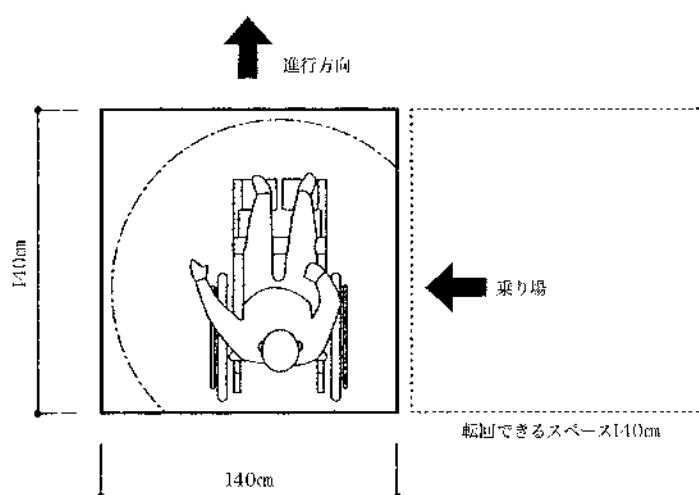


5-6

■定員1名のかご(直線形式の場合)



■定員1名のかご(90°の転回形式の場合)



5 移動等円滑化経路を構成するエレベーター等



建築物編

6 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路

整備基準

(1) 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、14の項の規定によるほか、次に定める構造とすること。

ア 幅は、120 cm 以上とすること。

イ 高低差がある場合においては、オに定める構造の傾斜路及びその踊場を設けること。

ウ 50 m 以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。

エ 戸を設ける場合においては、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

オ 傾斜路は、次に定める構造とすること。

(ア) 幅は、段に代わるものにあつては 120 cm 以上、段に併設するものにあつては 90 cm 以上とすること。

(イ) 勾配は、1/12 を超えないこと。ただし、高さが 16 cm 以下のものにあつては、1/8 を超えないこと。

(ウ) 高さが 75 cm を超えるもの（勾配が 1/20 を超えるものに限る。）にあつては、高さ 75 cm 以内ごとに踏幅が 150 cm 以上の踊場を設けること。

(2) 1の項(1)のオに定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により(1)の規定によることが困難である場合における(1)の規定の適用については、1の項(1)のオの規定中「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」とあるのは、「当該公共的施設の車寄せ」とする。

整備基準の解説

○本項は、利用者の用に供する主要な敷地内の通路の基準として、障がい者、高齢者等が通行しやすい構造とすることを求めている。

○幅員 120 cm は、人が横向きになれば車いす使用者とすれ違うことができる寸法である。

○傾斜路の幅 90 cm（段と併設された場合）は、傾斜路を車いすで通過できる寸法である。

○勾配については、国際シンボルマークの掲示のための基準となっている 1/12 を基本勾配とする。また、高低差が小さい場合には、建築基準法で規定されている最大勾配 1/8 を基準とする。

○傾斜路が長くなる場合には、車いす使用者が休憩及び加速したりする必要があるため、一定の間隔で平坦な部分（踊場）を設ける。

基本的な考え方

道路や駐車場から建物までの敷地内の通路は、障がい者、高齢者等が安全に通行できるようにすることが大切です。このためには、道路幅を確保し、段差を解消するなどの整備に努める必要があります。また、車路と通路を分離して計画するなどの安全面への配慮も大切です。

整備のポイント	整備の要点（●：整備基準 ◎：考慮すべき事項）	図面番号
1 通路の幅	●幅を 120 cm 以上とする。	6-1
2 傾斜路等の設置	●高低差がある場合は、「4 移動等円滑化経路を構成する傾斜路」に定める構造の傾斜路を設ける。	6-2, 3
	●50 m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設ける。	
	●戸を設ける場合においては、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	
2 視覚障がい者への配慮	●「26 視覚障がい者移動等円滑化経路」の基準を満たすこと。	

関連基準(バリアフリー法誘導基準)

- ☐ 通路の幅員 : 180 cm 以上
- ☐ 傾斜路の勾配 : 1/15 以上

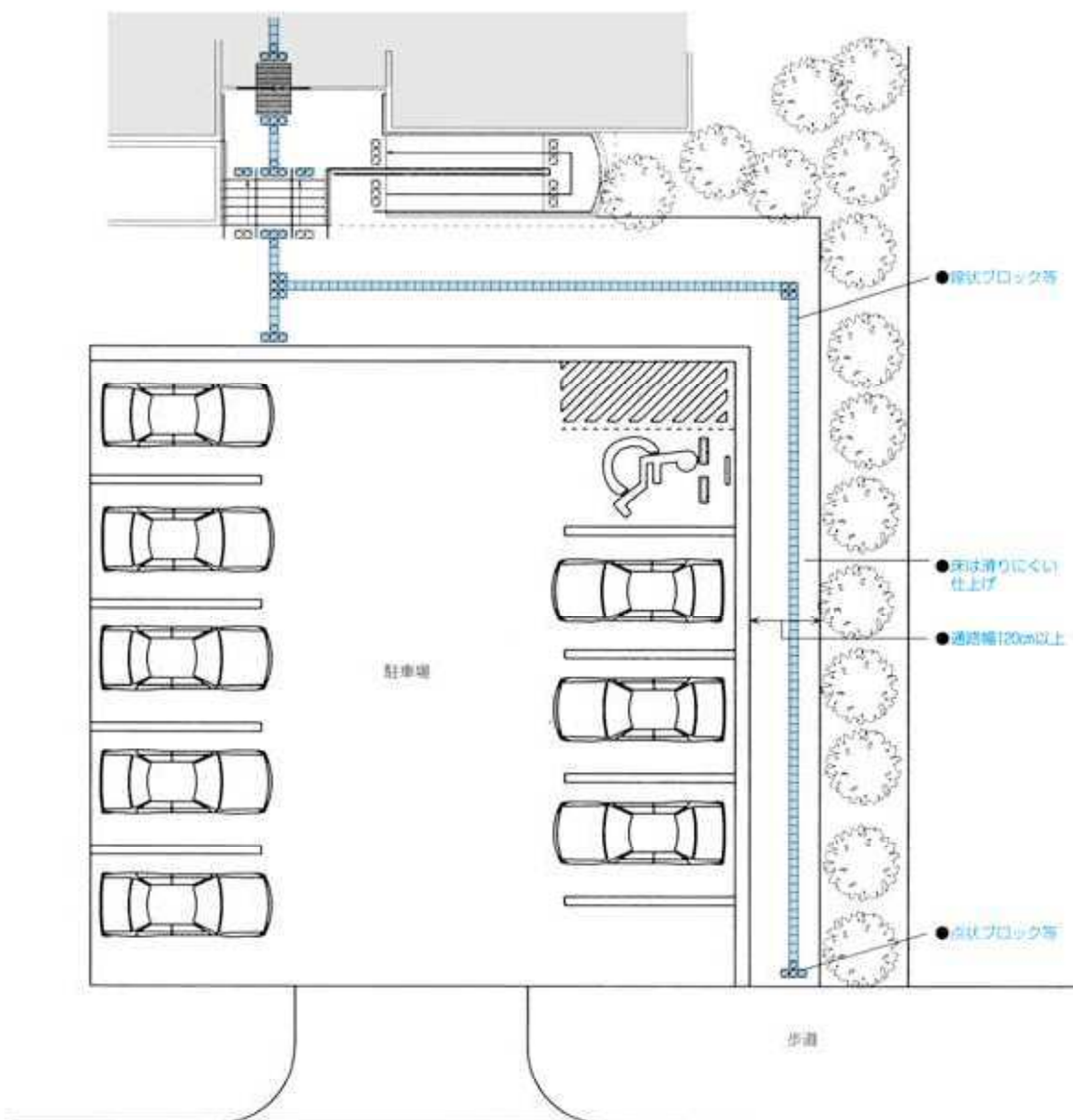
具体的な整備の例

図面
番号

整備の要点 (●：整備基準 ◎：考慮すべき事項)

6-1

■ 敷地内の通路



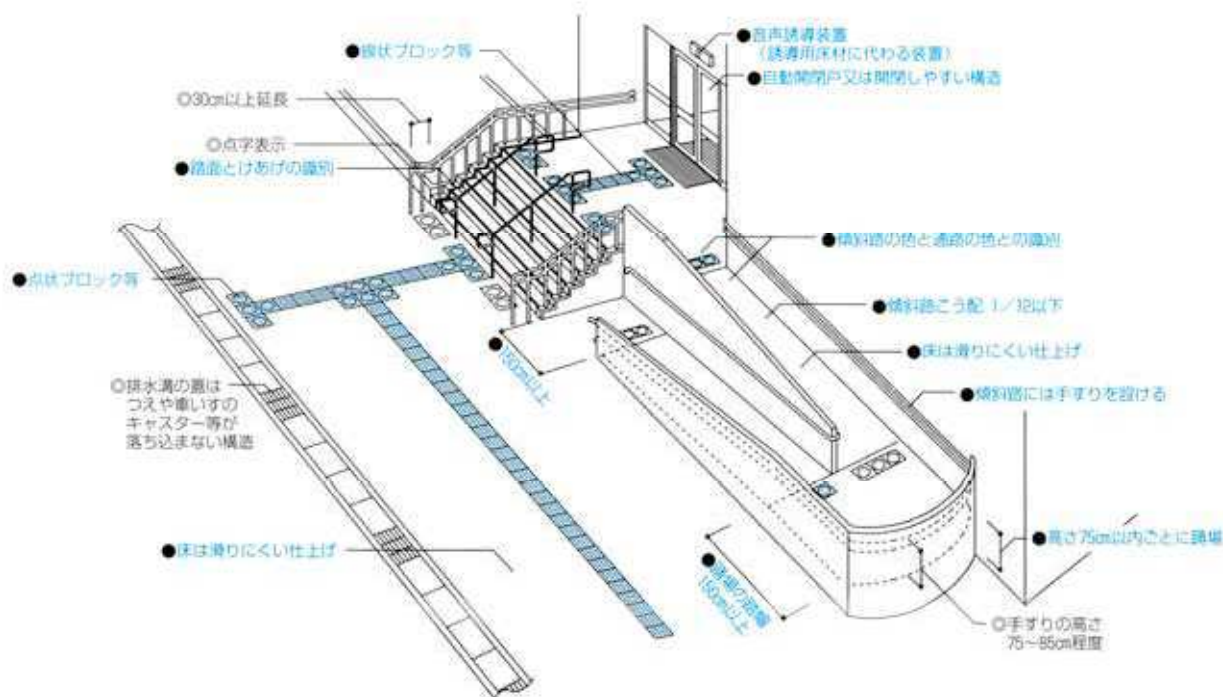
6 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路

整備の要点（●：整備基準 ○：考慮すべき事項）

図面
番号

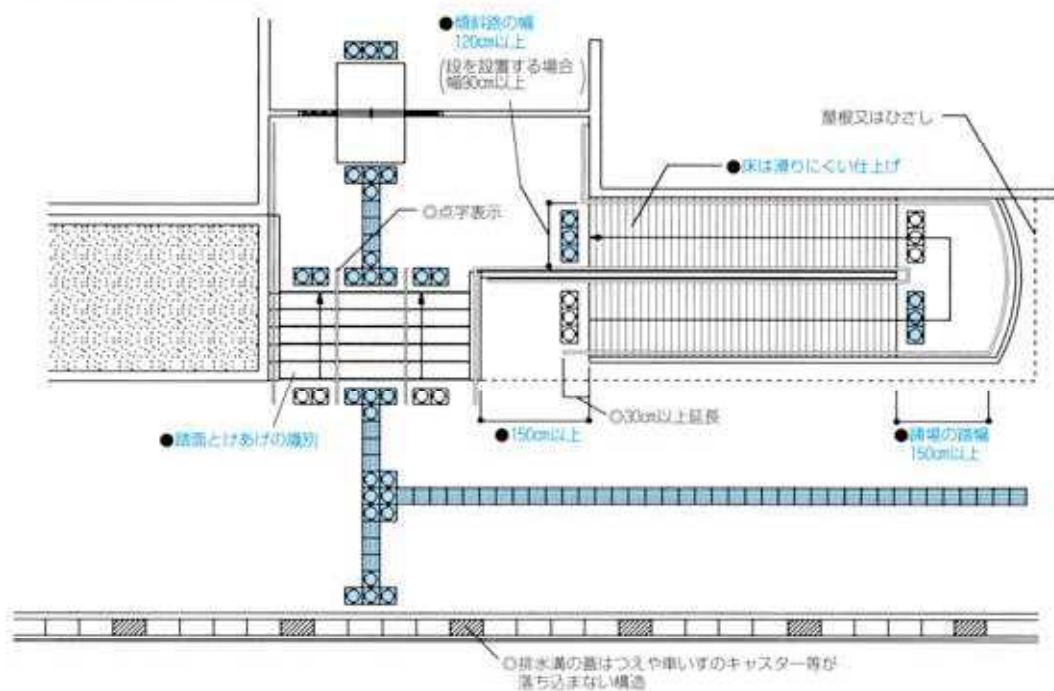
■ 敷地内の通路

6-2



■ 敷地内の通路の平面

6-3





建築物編

7 出入口

整備基準	整備基準の解説
利用者の用に供する出入口は、次に定める構造とすること。 (1) 全面が透明な戸を設ける場合においては、戸に衝突することがないように危険防止の措置を講じること (2) 自動的に開閉する構造の戸を設ける場合においては、戸に挟まれることがないように危険防止の措置を講じること。	○本項は、建物出入口及び各室の出入口について、誰もが安全に通過しやすい構造とすることを規定している。

整備のポイント	整備の要点 (●：整備基準 ◎：考慮すべき事項)	図面番号
1 戸の構造	●自動的に開閉する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とする。	7-1, 2
	●自動扉とする場合は、開閉速度、起動装置、安全装置等は障がい者、高齢者等に配慮する。	7-2
	●戸の全面に透明ガラス等を用いる場合は、衝突防止策を講ずるよう配慮する。	7-1
	◎主要な建物出入口及び駐車場出入口などは、自動扉が望ましい。	7-1
	◎主要な各室出入口などは、引き戸が望ましい。	2-3
2 視覚障がい者への配慮	◎開き戸とする場合は、車いす使用者が戸の開閉を行うために必要なスペースを設ける。また、ドアクローザーを設ける場合は軽く緩やかに開閉する構造とする。	2-4
	◎戸の取っ手は、操作しやすいものとする。	2-5
	◎必要に応じて、線状ブロック等及び点状ブロック等を敷設する。	7-1

関連基準(バリアフリー法誘導基準)

- ☐ 主要な出入口の有効幅：120 cm 以上（有効幅 120 cm 以上の戸の 1 以上は、自動扉とする。）
- ☐ その他の出入口の有効幅：90 cm 以上

基本的な考え方

出入口は、障がい者、高齢者をはじめ誰もが利用しやすいものとするのが大切です。このためには、出入口を通過しやすい安全な構造とするなどの整備に努める必要があります。

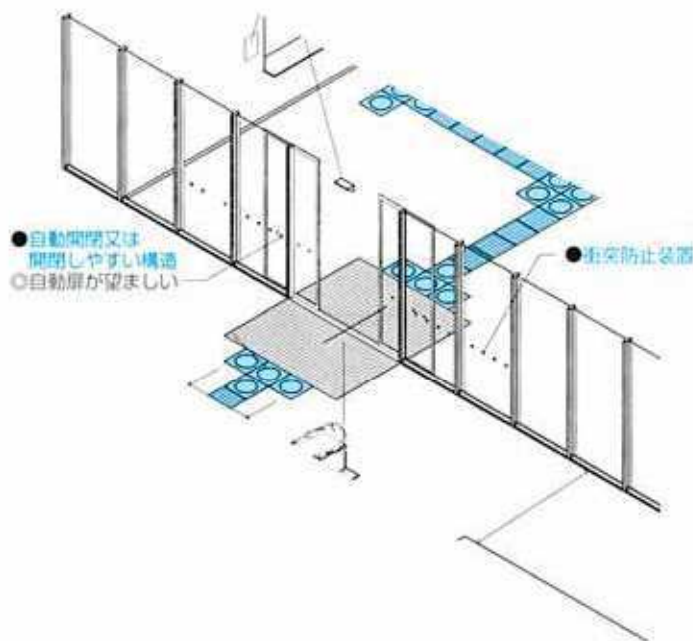
具体的な整備の例

整備の要点（●：整備基準 ◎：考慮すべき事項）

図面番号

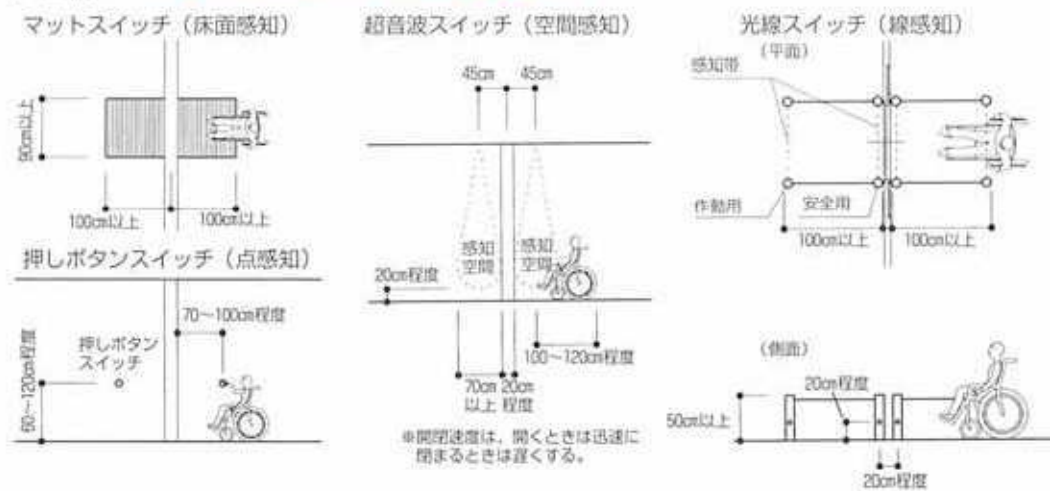
■建物出入口

7-1



■自動扉 ●戸に挟まれることがないように危険防止措置を講じる

7-2





建築物編

8 廊下等

整備基準	整備基準の解説
利用者の用に供する廊下等は、次に定める構造とすること。 (1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (2) 階段（その踊場を含む。以下同じ）又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（利用者の用に供し、又は主として視覚障がい者が利用するものに限る。）には、視覚障がい者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの（以下「点状ブロック等」という。）を敷設すること。ただし、当該部分が次のいずれかに該当する場合においては、この限りでない。 ア 勾配が 1/20 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの イ 高さが 16 cm を超えず、かつ、勾配が 1/12 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの ウ 自動車車庫に設けるもの	○本項は、利用者の用に供する廊下等の基準として、「滑りにくい仕上げとすること」、「段を設置する場合には、つまずきにくい構造とすること」等を規定する。 ○視覚障がい者に配慮し、階段及び傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場に点状ブロック等を敷設する。 ○自動車車庫について適用除外しているのは、視覚障がい者には、運転手等の視覚障がい者以外の者が必ず同行することが見込まれるためである。

整備のポイント	整備の要点（●：整備基準 ◎：考慮すべき事項）	図面番号
1 床の仕上げ	●表面は、滑りにくい仕上げとする。	8-1
2 廊下等の構造	◎必要に応じて、手すりを設ける。 ◎柱型などの突起物はできるだけなくす。 ◎曲がり角の出隅を落とし、キックプレートを設置するなどの配慮をする。	8-3, 4
3 視覚障がい者への配慮	●廊下等の床は、階段又は傾斜路と認識しやすい仕上げとする。 ●階段又は傾斜路の床の上端に近接する廊下等及び踊場には、点状ブロック等を敷設する。	3-3 8-1, 2

関連基準(バリアフリー法誘導基準)

□主要な廊下の有効幅：180 cm 以上（有効幅 140 cm とする緩和規定あり）

基本的な考え方

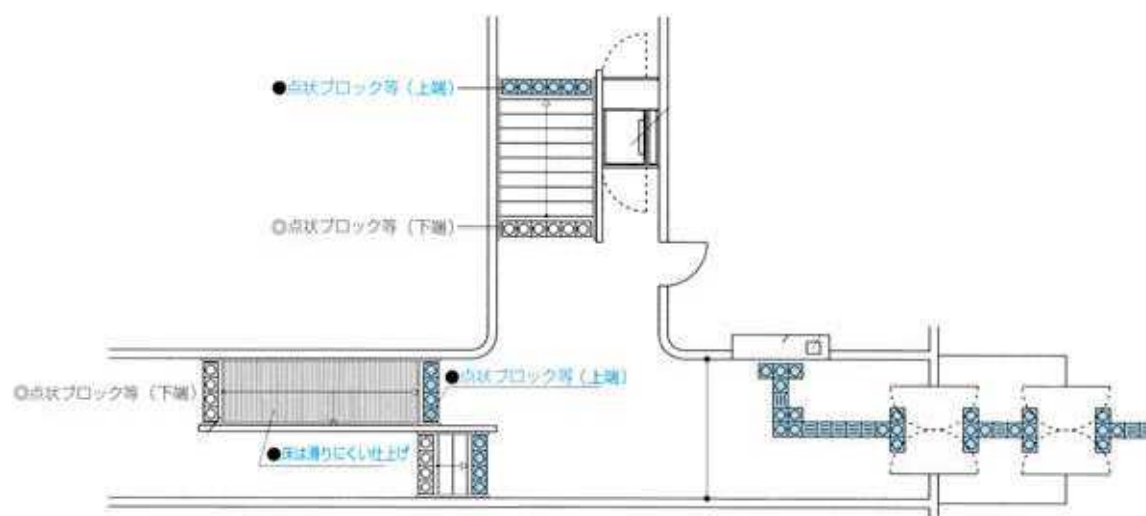
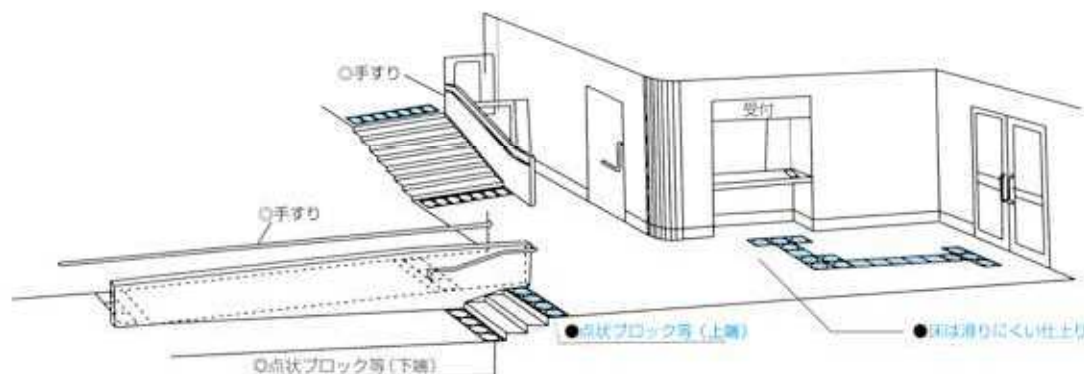
廊下等は、障がい者、高齢者をはじめ誰もが安全に通行し目的の場所まで到達できるように配慮することが大切です。

具体的な整備の例 整備の要点（●：整備基準 ◎：考慮すべき事項）

図面番号

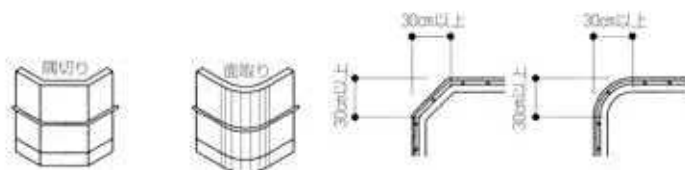
■廊下等の視覚障がい者対応

8-1

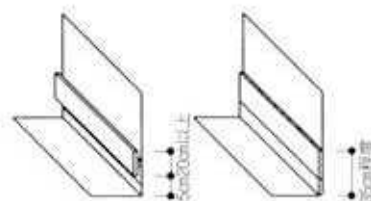


8-2

■側壁の処理



■キックプレート



(左)

8-3

(左)

8-4



建築物編

9 階 段

整備基準

利用者の用に供する階段は、次に定める構造とすること。

- (1) 踊場を除き、手すりを設けること。
- (2) 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難な場合においては、この限りでない。
- (3) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
- (4) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。
- (5) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- (6) 段がある部分の上端に近接する踊場の部分（利用者の用に供し、又は主として視覚障がい者が利用するものに限る。）には、視覚障がい者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 自動車車庫に設けるもの

イ 段がある部分と連続して手すりを設けるもの

整備基準の解説

- 本項は、利用者の用に供する避難階以外の階に通ずる階段（その踊場を含む）について、障がい者、高齢者等が利用しやすい構造とすることを規定している。
- 「主たる階段」とは、利用者の用に供する階段のうち、建物内を移動する場合に主に利用されるものをいう。
- 「回り階段」とはらせん階段などで、踏幅がひとつの踏面で異なるものをいう。
- 「段を容易に識別できるもの」には、踏面やけあげの色と明度差の大きい色のノンスリップの使用も含まれる。
- 「つまずきの原因となるもの」とは、段鼻が突出している階段、極端に急勾配の階段及びけ込み板がない階段等が該当する。
- 視覚障がい者に配慮し、階段の上端に近接する廊下等及び踊場に点状ブロック等を敷設する。
- 自動車車庫について適用除外しているのは、視覚障がい者には、運転手等の視覚障がい者以外の者が必ず同行することが見込まれるためである。

基本的な考え方

階段は、障がい者、高齢者等にとって負担となる場所です。このため、手すりを設置し、緩やかな勾配を確保するなど昇降しやすい階段とすることが必要です。また、転倒防止などの安全面への配慮も大切です。

整備のポイント	整備の要点（●：整備基準 ◎：考慮すべき事項）	図面番号
1 手すりの設置	●手すりを設ける。	9-1, 2, 4
	◎両側に手すりを設けることが望ましい。	9-1, 2
	◎手すりの起終点に点字による表示を行う。	9-4
2 階段の形状	●回り段を設けない。	9-3
	◎転倒時の危険防止のため、踊場を設ける。	9-3
	◎つえ使用者のつえ先が滑り落ちないように側桁に 5cm 以上の立ち上がりを設ける。	9-1
3 床の仕上げ	●表面は滑りにくい仕上げとする。	9-1, 2
4 踏面、けあげ等	●踏面とけあげの色との明度差を大きくすることにより、段を識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とする。	9-1, 5
	◎踏面等の色と明度差の大きい色のノンスリップを設ける。	9-1, 5
	◎階段の勾配は、なるべく緩やかになるよう配慮する。	
	◎段鼻は、突き出さないようにする。	9-5
	◎け込み板のない階段形状は避ける。	9-5
5 視覚障がい者への配慮	●階段の上端に近接する廊下等や踊場には、点状ブロック等を敷設する。	9-1, 2, 3
	◎踊場には連続した手すりを設置することが望ましい。	9-1, 2

関連基準(バリアフリー法誘導基準)

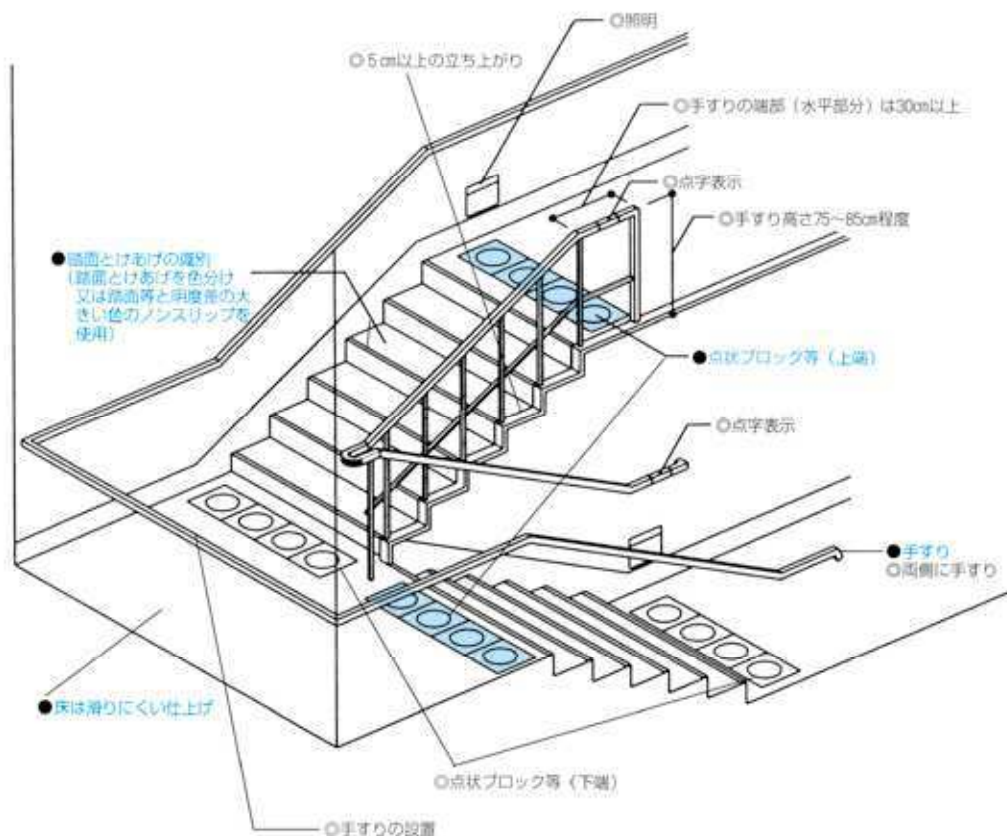
- 幅の有効幅：140cm 以上
- けあげ：16 cm 以下
- 踏面：30 cm 以上

具体的な整備の例

整備の要点 (●:整備基準 ○:考慮すべき事項)

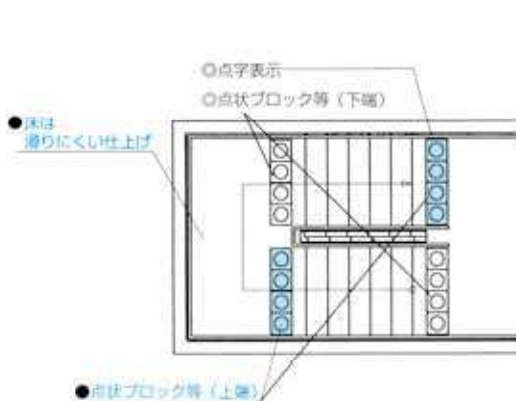
9-1

■階段

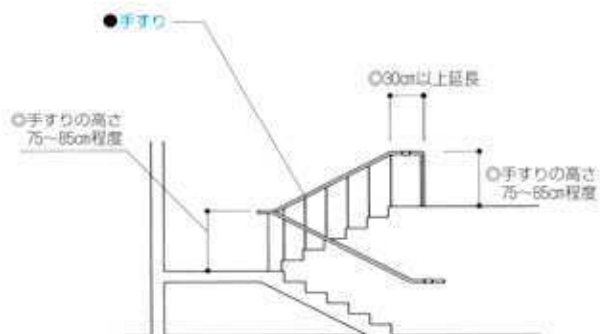


9-2

■階段の平面



■階段の断面

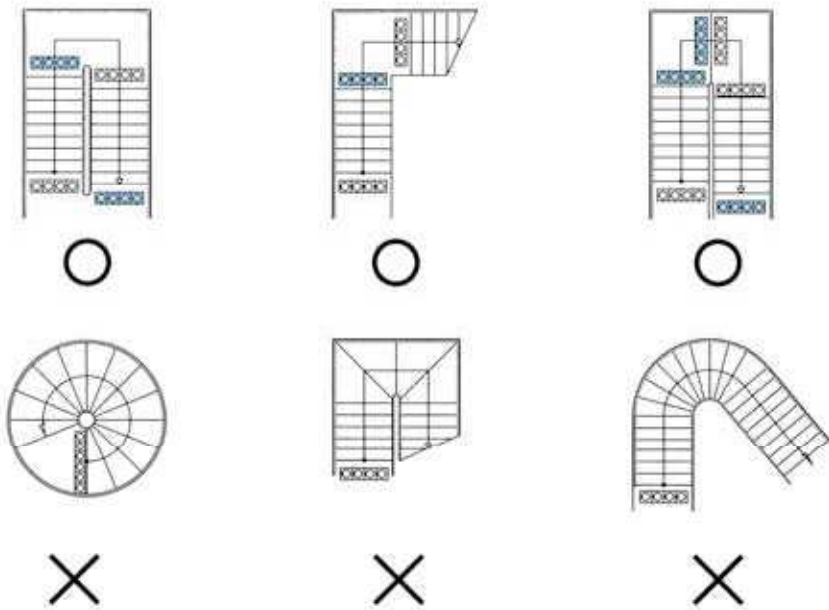


整備の要点（●：整備基準 ○：考慮すべき事項）

図面
番号

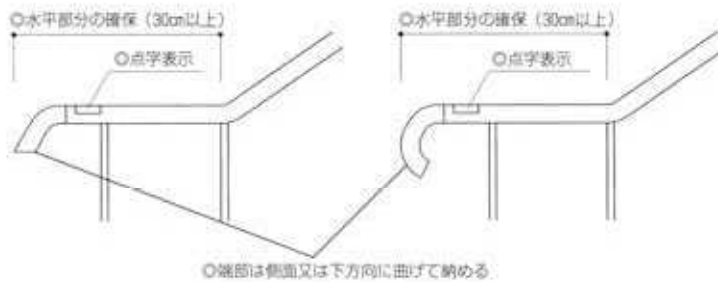
■階段の形式

9-3



■手すりの形状

9-4



■階段の形状

9-5





建築物編

10 傾斜路

整備基準

利用者の用に供する傾斜路は、次に定める構造とすること。

- (1) 勾配が 1/12 を超え、又は高さが 16cm を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
- (2) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
- (3) その踊場及び当該傾斜路に接する廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。
- (4) 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（利用者の用に供し、又は主として視覚障がい者が利用するものに限る。）には、視覚障がい者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 勾配が 1/20 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの

イ 高さが 16 cm を超えず、かつ、勾配が 1/12 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの

ウ 自動車車庫に設けるもの

エ 傾斜がある部分と連続して手すりを設けるもの

整備基準の解説

○本項は、利用者の用に供する傾斜路の基準として、「滑りにくい仕上げとすること」等を規定する。

○視覚障がい者に配慮し、傾斜路の仕上げを周囲と識別しやすいものとする。

○視覚障がい者に配慮し、傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場に点状ブロック等を敷設する。

○自動車車庫について適用除外しているのは、視覚障がい者には、運転手等の視覚障がい者以外の者が必ず同行することが見込まれるためである。

基本的な考え方

傾斜路は、障がい者、高齢者をはじめ誰もが安全に通行し目的の場所まで到達できるようにすることが大切です。このためには、スロープ等により段差を解消するなどの整備に努める必要があります。

整備のポイント	整備の要点（●：整備基準 ◎：考慮すべき事項）	図面番号
1 傾斜路等の設置	●勾配が 1/12 を超え、又は高さが 16cm を超える傾斜がある部分に手すりを設ける。 ◎傾斜路には両側に手すりを設けることが望ましい。	10-1
2 床の仕上げ	●傾斜路の床は、滑りにくい仕上げとする。	10-1
3 視覚障がい者への配慮	●傾斜路の床は、廊下等及び踊場と識別しやすいよう明度差の大きい色の仕上げとする。 ●傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場には、点状ブロック等を敷設する。	10-1

関連基準(バリアフリー法誘導基準)

- ☐ 傾斜路の有効幅：150 cm 以上（階段併設の場合は 120 cm 以上）
- ☐ 傾斜路の勾配：1/12 を超えないこと

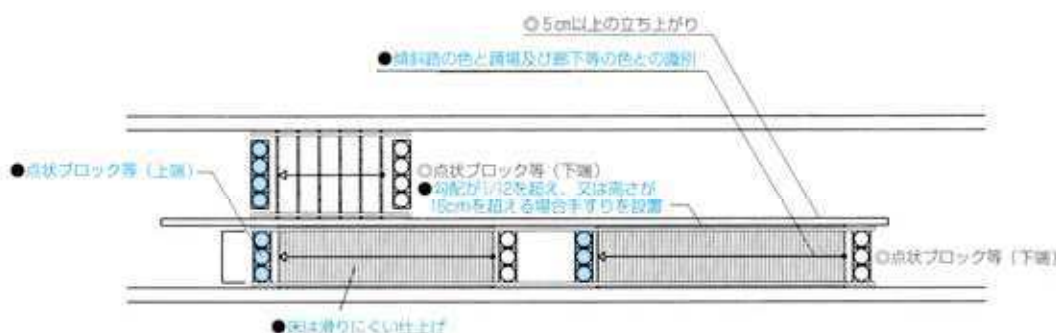
具体的な整備の例

整備の要点（●：整備基準 ◎：考慮すべき事項）

図面番号

■ 傾斜路の平面、断面

10-1





建築物編

11 エレベーター

整備基準

利用者の用に供するエレベーターを設ける場合においては、次に定める構造とすること。

- (1) かごは、利用居室、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設又は授乳及びおむつ交換場所がある階並びに地上階に停止すること。
- (2) かごの奥行きは、135 cm 以上とすること。
- (3) かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごは、現在位置を表示する装置を設けること。
- (4) かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
- (5) かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ 80 cm 以上とすること。
- (6) かご内及び乗降口ビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
- (7) かご内及び乗降口ビーに設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合においては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字、文字等の浮き彫り又は音による案内等により視覚障がい者が円滑に操作することができる構造とすること。
- (8) 乗降口ビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、それぞれ 150 cm 以上とすること。
- (9) 乗降口ビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。
- (10) エレベーターの乗降口ビー又はその付近に、その旨を示す表示をすること。

整備基準の解説

○かごの奥行き 135 cm とは、電動車いすも収まる寸法である。

○幅 80 cm は、車いすが通過できる寸法である。

○乗降口ビーの 150 cm は、車いす使用者が回転可能な寸法である。

基本的な考え方

エレベーターは、障がい者、高齢者をはじめ誰もが垂直移動をするために極めて有効な手段です。このため、かごや乗降ロビーなどを誰もが利用しやすいものとする必要があります。また、玄関ホールなどわかりやすい場所に設置することも大切です。

整備のポイント	整備の要点（●：整備基準 ◎：考慮すべき事項）	図面番号
1 かごの構造	●かごの奥行きは、有効を 135cm 以上とする	11-2, 3
	◎かごの平面形状は、車いすの転回に支障のないものとする。	11-2
	◎かご内には、手すりや鏡を設置する。	11-2
2 制御装置等	●停止予定階や現在位置を表示する装置を設ける。	11-2
	●到着階や戸の閉鎖を音声で知らせる装置を設ける。	11-2
	●制御装置は、車いす使用者が利用しやすい位置に設ける。	11-2, 3, 4
	●制御装置は、視覚障がい者が円滑に操作できる構造とする。	11-4
3 出入口の構造	●出入口の幅は、有効で 80 cm 以上とする。	11-2
	◎緊急時にかごの内部が見えるよう戸にガラス窓を設ける。	11-1, 2
4 乗降ロビー	●幅及び奥行きは、それぞれ有効を 150 cm 以上とする。	11-1, 2
	●エレベーターの位置を示す表示を行うこと。	11-1
	◎乗降ロビーの出入口の床には、点状ブロック等を制御装置の正面に敷設する。	11-1

関連基準(バリアフリー法誘導基準)

- かごの幅 : 160 cm 以上
- かご奥行き : 135 cm 以上
- 出入口幅 : 1 以上は 90 cm 以上
: その他は 80 cm 以上
- 乗降ロビー : 1 以上は幅、奥行き 180 cm 以上
: その他は幅、奥行き 150 cm 以上

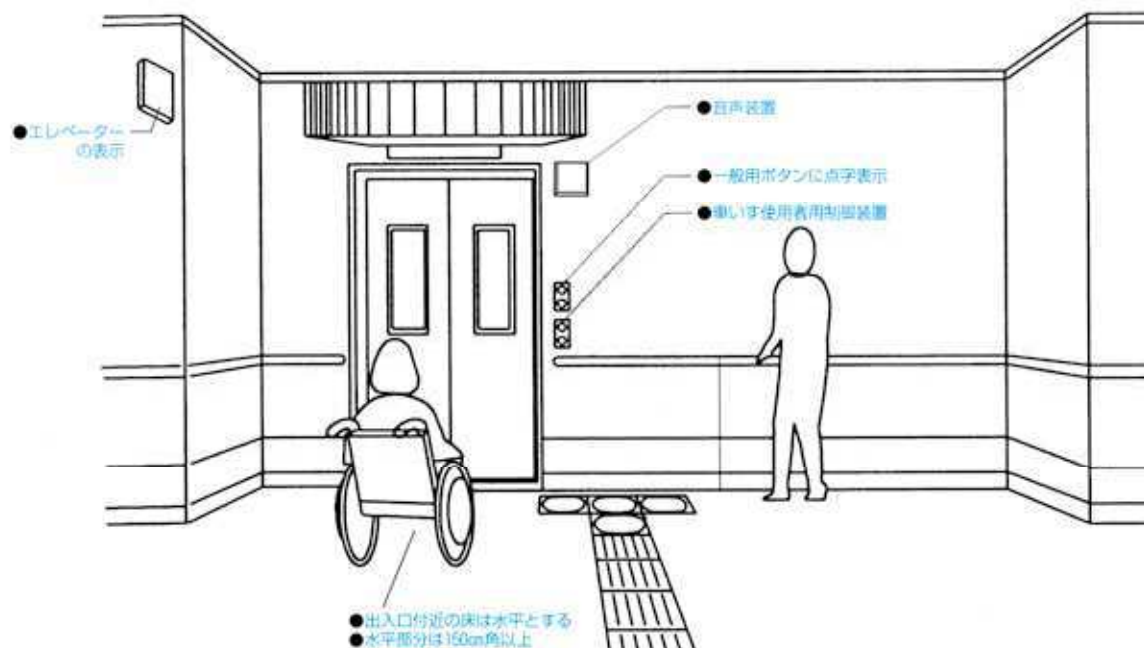
具体的な整備の例

図面
番号

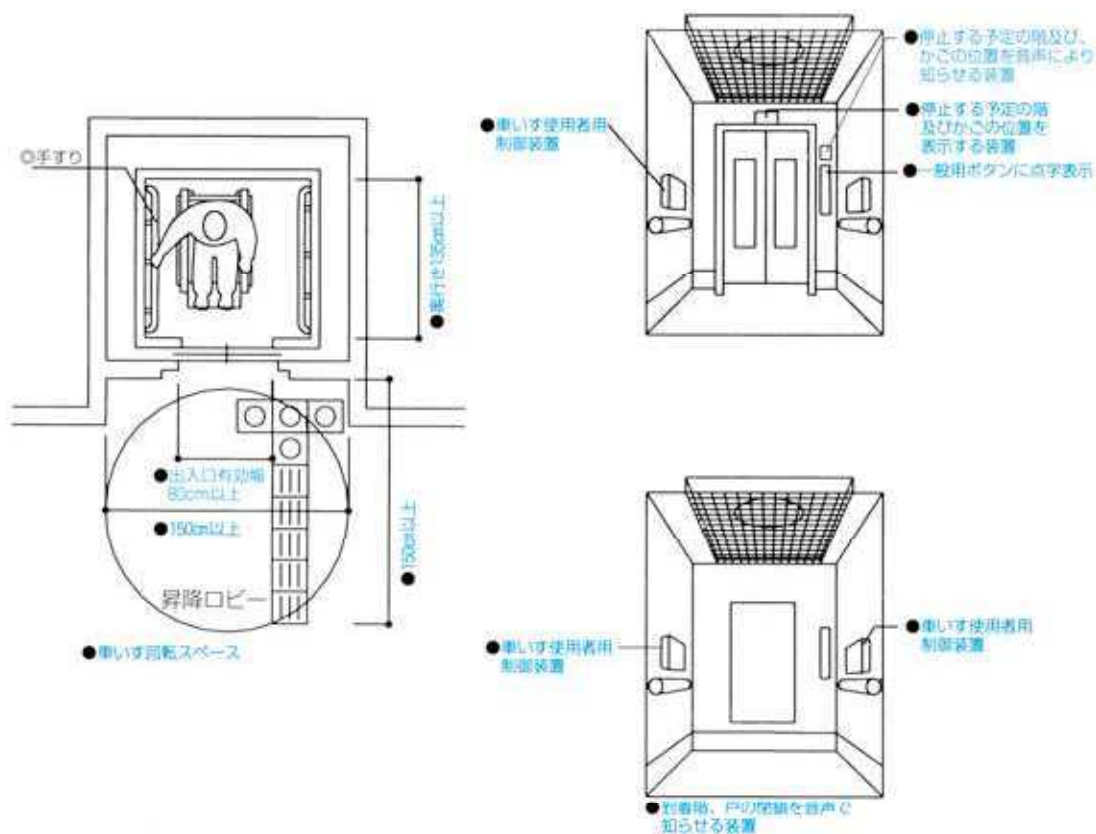
整備の要点 (●：整備基準 ◎：考慮すべき事項)

11-1

■エレベーター



11-2



11 エレベーター

整備の要点（●：整備基準 ○：考慮すべき事項）

図面
番号

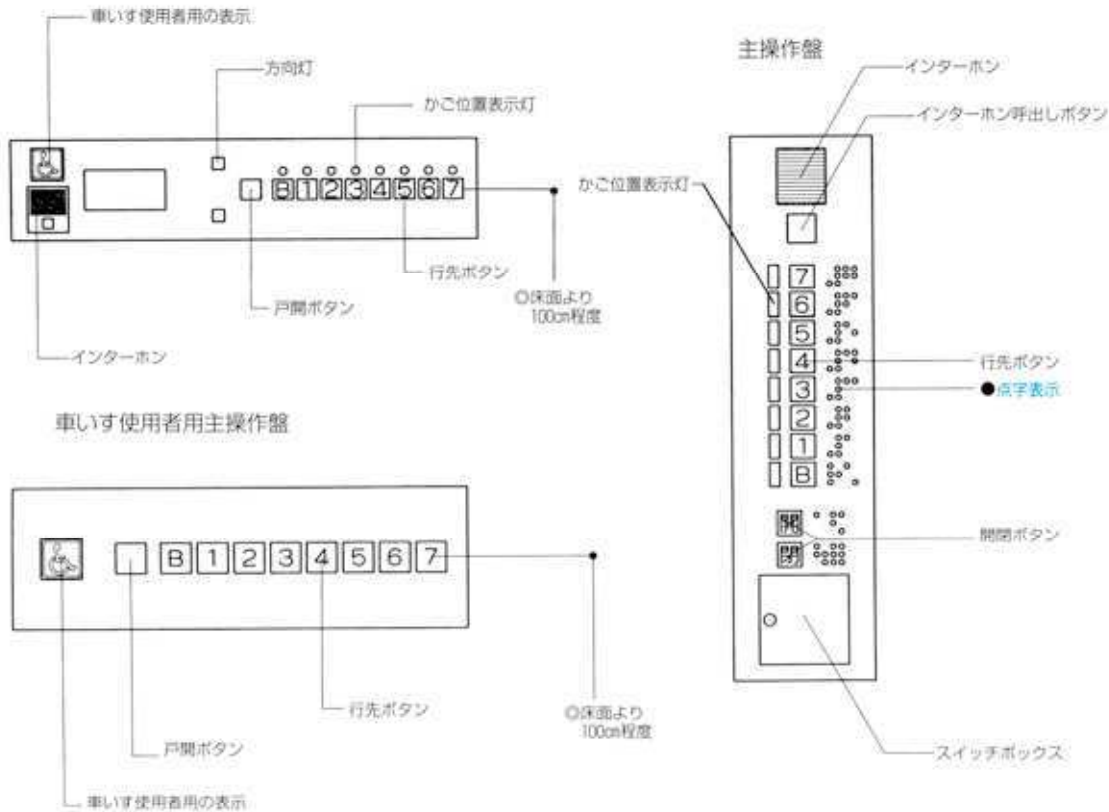
11-3



■車いす使用者等が利用しやすい操作盤

11-4

車いす使用者用主操作盤
(正面パネルにかご位置表示灯、方向灯を設けない場合)





建築物編

12 便 所

整 備 基 準

利用者の用に供する便所を設ける場合においては、1 以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ 1 以上）は、次に定める構造とすること。

(1) 便所内に、次に定める構造の車いす使用者用便房を 1 以上設けること。

ア 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。

イ 腰掛便座、手すり等を適切に配置すること。

ウ 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。

(2) 人工肛門及び人工膀胱の保有者のための洗浄設備を設けること。

(3) 男子用小便器のある便所を設ける場合においては、そのうち 1 以上に、床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが 35cm 以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を 1 以上設けること。

(4) 車いす使用者用便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の幅は、80cm 以上とすること。

(5) 車いす使用者用便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

整 備 基 準 の 解 説

○本項は、利用者の用に供する便所を設ける場合は、車いす使用者等が利用しやすい便房を 1 以上設けることを規定している。

○「便房」とは、便所に設ける個室（ブース）のことをいう。

○「車いす使用者便房」は出入口と便所の位置関係から様々な平面計画があり得ることから、便房の幅、奥行き等の寸法については特に規定していない。

○人工肛門及び人工膀胱の保有者のための洗浄設備を「オストメイト対応トイレ」という。

○「床置式の小便器」とは、ストール型の便器をいう。

○便房及び便所の 2 箇所の出入口を適用の対象としている。また、幅 80cm は、車いすが通過できる寸法である。

○「車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造」とは、車いす使用者が通過できない構造の扉等としないことを求めているものである。戸の形式としては「引き戸」が望ましいが、やむを得ず「開き戸」とする場合には、開き方向に十分なスペースを設け、軽く緩やかに開閉できる構造のものとする等の配慮が必要である。

基本的な考え方

障がい者、高齢者をはじめ誰もが施設を気軽に利用するためには、誰もが利用しやすい便所を設置する事が大切です。このためには、車いす使用者が利用しやすいスペースを確保し、手すりを設置するなどの整備に努める必要があります。

整備のポイント	整備の要点（●：整備基準 ◎：考慮すべき事項）	図面番号
1 車いす使用者便所の設置	●利用者の用に供する便所を設ける場合は、車いす使用者用便所を 1 以上設ける。（男女の区分がある場合は、それぞれ 1 以上設ける。）	12-6
	●車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間を確保する。	12-1, 2
	●腰掛便座、手すり等を適切に配置する。	12-1, 2
	●車いす使用者用便所の出入口及び便所の出入口の幅は、有効幅を 80cm 以上とする。	12-1, 2, 6
2 床の仕上げ	●床の表面は、滑りにくい仕上げとする。	12-1
3 オストメイト対応	●オストメイト対応の洗浄設備を設けること。	12-7
	◎洗浄設備は温水が望ましい。	12-7
4 男子用小便器	●男子小便器のある便所を設置する場合は、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが 35cm 以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を 1 以上設ける。	12-4
	◎小便器には手すりを 1 以上設ける。	12-4
5 出入口	●出入口の戸は車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とする。	12-1, 2
	◎出入口の戸は、自動扉又は引き戸とする。	12-1, 2
	◎出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること	12-3
6 水栓器具等	◎洗面器の水栓器具は、レバー式や光感知式等の操作の容易なものとする。	12-5
	◎フラッシュバルブは靴べら式や光感知式等の操作の容易なものとする。	12-2
7 緊急時の設備	◎緊急時の非常ボタンを設ける。	12-1
	◎緊急時には、外部からも開錠できる構造の戸とする。	

関連基準（バリアフリー法誘導基準）

□車いす使用者便所：各階ごとに当該階の便所総数の 1/50 以上
（総数が 200 を越える場合は総数の 1/100+2）以上

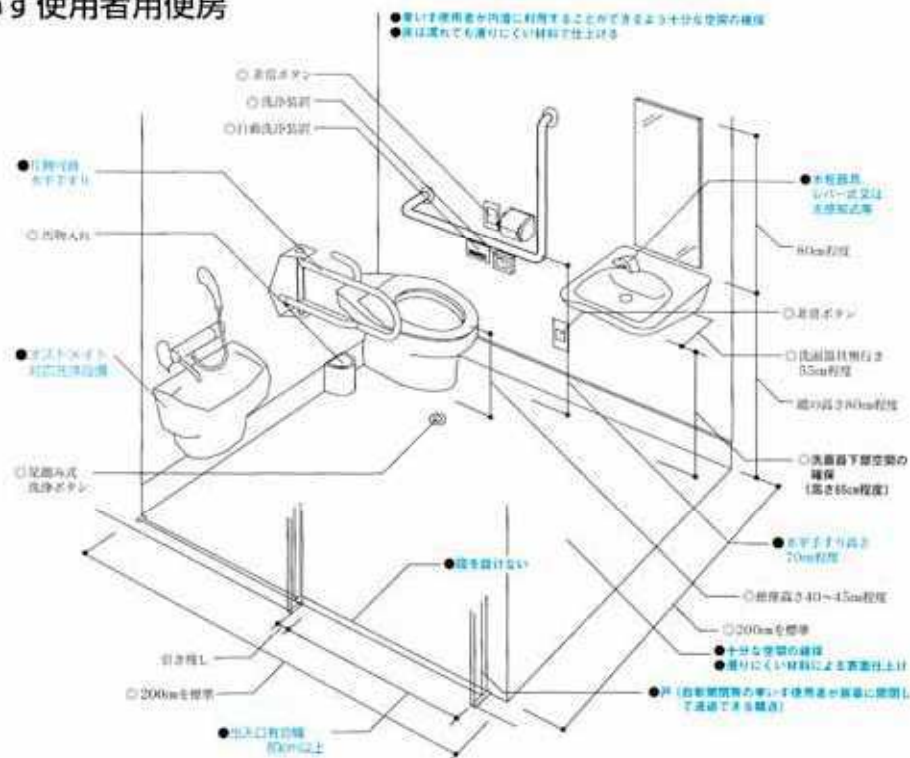
具体的な整備の例

面号
図番

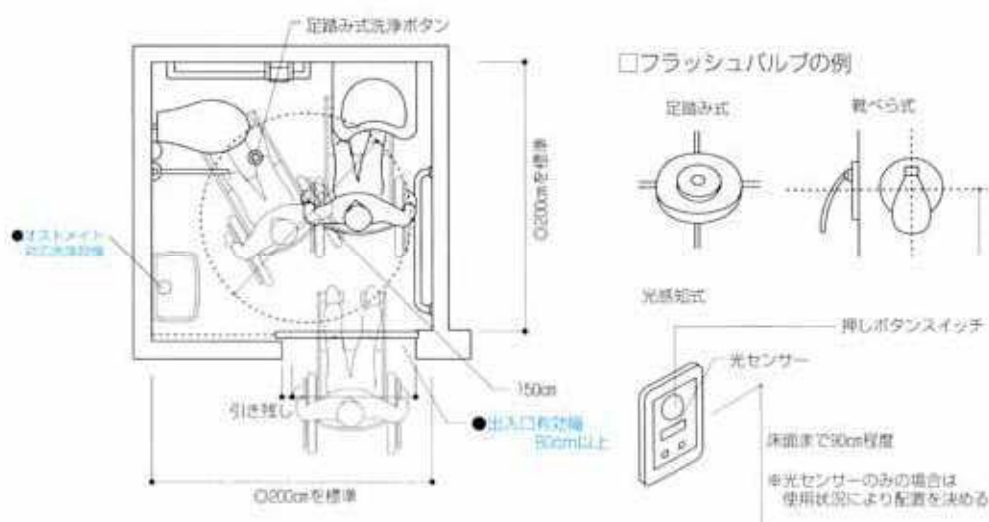
整備の要点 (●：整備基準 ◎：考慮すべき事項)

12-1

■車いす使用者用便房



12-2



12-3

■ みんなが利用できる旨の表示例

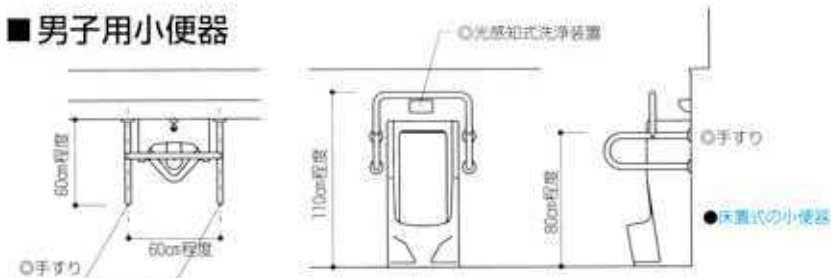


12 便 所

整備の要点（●：整備基準 ◎：考慮すべき事項）

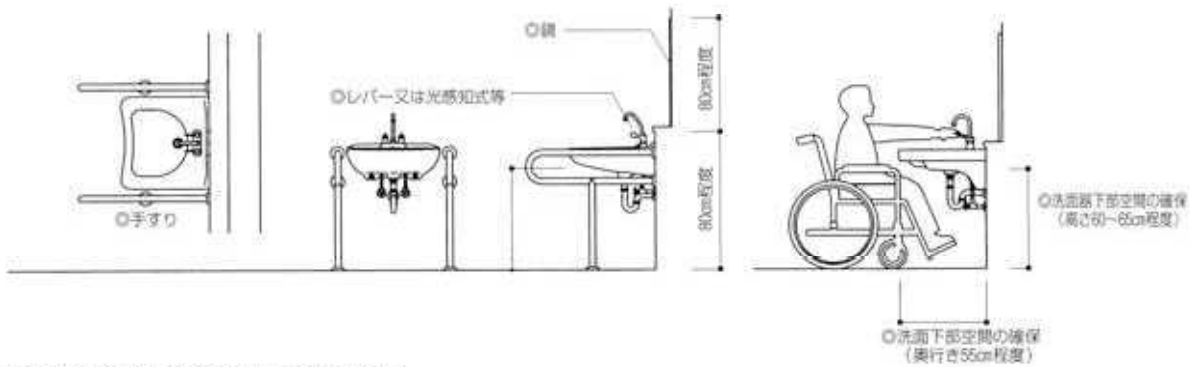
図面
番号

男子用小便器



12-4

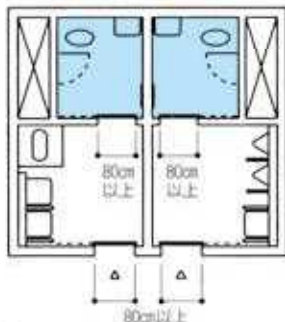
洗面器



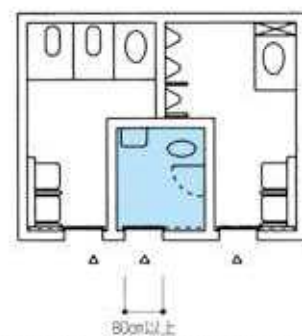
12-5

車いす使用者用便房配置例

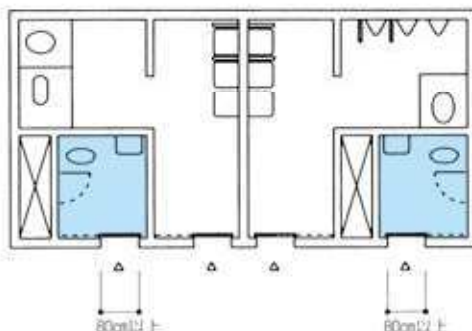
12-6



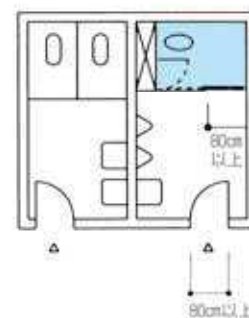
◎ 男女それぞれの便所にそれぞれ車いす使用者用便房を設けた例



◎ 男女兼用の車いす使用者用便房を設けた例



◎ 男女別に車いす使用者用便房を設けた例



✕ 男子便所又は女子便所のどちらか一方に車いす使用者用便房を設けた例

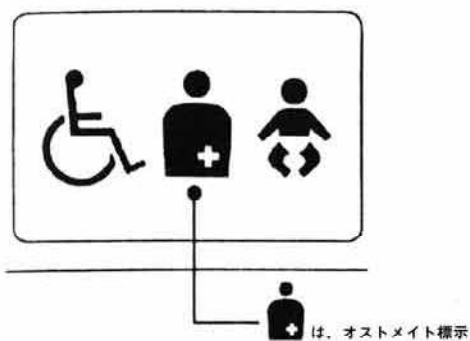
具体的な整備の例

図面
番号

具体的な整備の例 整備の要点

12-7

■ オストメイト対応トイレ設備の例



■ 電気温水器・点検口開口・ライニング



12-8

■ パウチの例

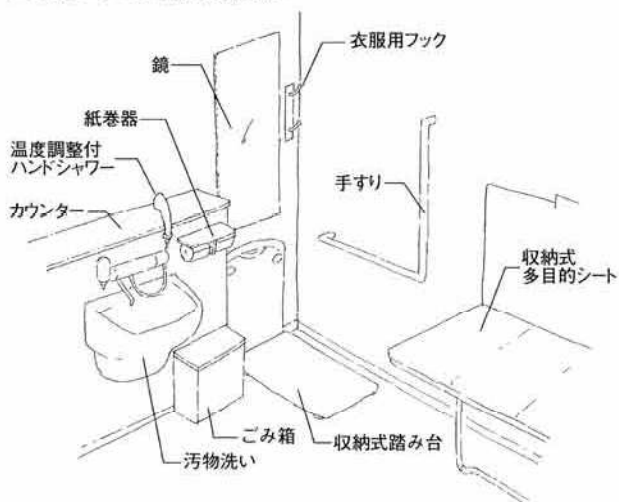


ストーマとは…便を体外に出すために腹部に貼けた人工の排泄口。



パウチの装着例

■ オストメイト対応設備の例



12-9

■ フック



荷物を掛けるのに便利です

■ タッチスイッチ





建築物編

13 駐車場

整備基準

- (1) 利用者の用に供する駐車場には、当該駐車場の全駐車台数が 200 以下の場合においては当該駐車台数に 1/50 を乗じて得た数以上、全駐車台数が 200 を超える場合においては当該駐車台数に 1/100 を乗じて得た数に 2 を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を設けること。
- (2) 車いす使用者用駐車施設は、次に定める構造とすること。
 - ア 1 の項 (1) のウに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。
 - イ 幅は、350cm 以上とすること。
 - ウ 車いす使用者用駐車施設の付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。

整備基準の解説

- 本項は、駐車場（機械式駐車場を除く）を設ける場合、1 以上の車いす使用者用駐車場施設を設けることを規定している。
- 車いす使用者用駐車施設は、できるだけ建物出入口又は駐車場出入口までの距離が短くなる位置に設けることを規定している。この場合の経路は、車いすが通行できる構造のものに限られる。
- 350cm とは、車体用スペースに車いす使用者乗降スペースを加えた寸法である。
- 「車いす使用者用である旨を表示した標識を掲示」には、「案内標示板による表示」のほか、「舗装面へのペイント書きによる表示」等が該当する。

基本的な考え方

車は、障がい者、高齢者等にとって、自由に行動し、社会参加するためにきわめて有効な手段です。このため、障がい者、高齢者等が利用しやすい駐車スペースを確保することが必要です。

整備のポイント	整備の要点（●：整備基準 ◎：考慮すべき事項）	図面番号
1 車いす使用者用駐車施設の設置	●利用者の用に供する駐車場には、車いす使用者用駐車施設を1以上設ける。	13-1
	◎乗降スペースは水平仕上とする。	13-1
	◎おもいやり駐車場の登録をする。	
2 車いす使用者用駐車施設の位置	●車いす使用者用駐車施設は建物出入口又は駐車場出入口から距離ができるだけ短い位置に設ける。	13-4
3 車いす使用者用駐車施設の幅	●車いす使用者用駐車施設は、幅を350cm以上とする。	13-1, 3, 4
	◎乗降スペースは、幅140cm以上とし、舗装面に表示する。	13-1, 3, 4
	◎おもいやり駐車場（車いす利用者優先）は、幅をおおむね350cm以上とすることが望ましい。	
4 車いす使用者用駐車施設の表示	●車いす使用者用の駐車スペースであることを見やすい方法で表示する。	13-1~4
	◎案内標示板や舗装面のペイント書きによる表示をする。	13-1, 3, 4
5 駐車場内の通路	●「14敷地内の通路」に定める構造とする。	14-1
6 安全等の確保	◎車いす使用者用駐車施設には、雨の日でも濡れずに利用できるよう屋根を設ける。	13-3, 4

関連基準（バリアフリー法誘導基準）

□車いす使用者駐車施設：総数の1/50（総数が200を超える場合は総数の1/100+2）以上

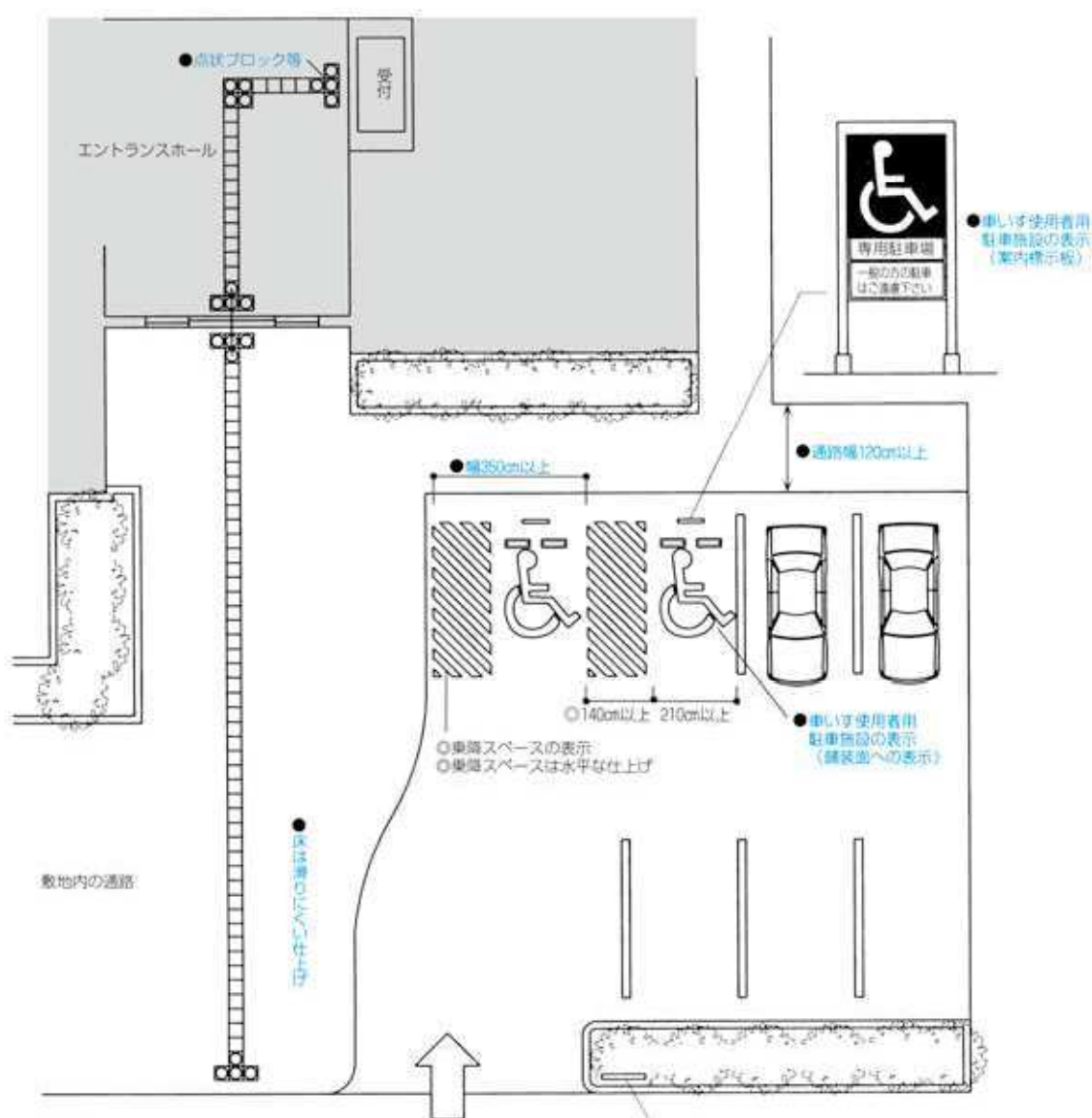
具体的な整備の例

図面
番号

整備の要点 (●：整備基準 ◎：考慮すべき事項)

13-1

■駐車場



13-2

■車いす使用者用駐車施設の表示



面
号
図
番
号

13-3



Miyazaki 77



建築物編

14 敷地内の通路

整備基準	整備基準の解説
利用者の用に供する敷地内の通路は、次に定める構造とすること。 (1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 (2) 段を設ける場合には、次に定める構造とすること。 ア 手すりを設けること。 イ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。 ウ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。 (3) 傾斜路は、次に定める構造とすること。 ア 勾配が 1/12 を超え、又は高さが 16cm を超え、かつ、勾配が 1/20 を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。 イ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。	○本項は、利用者の用に供する敷地内の通路の基準として、「滑りにくい仕上げとすること」、「段を設ける場合にはつまずきの原因となるものを設けない構造」等を規定し、主要な通路については、誰もが通行しやすい構造とすることを求めている。 ○「段を容易に識別できるもの」には、踏面やけあげの色と明度差の大きい色のノンスリップの使用も含まれる。 ○「つまずきの原因となるもの」とは、段鼻が突出している階段、極端に急勾配の階段及びけ込み板がない階段等が該当する。 ○視覚障がい者に配慮し、傾斜路の仕上げを周囲と識別しやすいものとする。

整備のポイント	整備の要点 (●：整備基準 ◎：考慮すべき事項)	図面番号
1 床の仕上げ	●床の表面は、滑りにくい仕上げとする。	14-1
2 段の構造	●段を設ける場合は、「9 階段」に定める構造とする。	9-1~5
3 傾斜路の設置	●高低差がある場合は、「10 傾斜路」に定める構造の傾斜路を設ける。	10-1
	●傾斜路の床は、通路や踊場などと認識しやすいよう明度差の大きい色の仕上げ等とする。	14-1
4 排水溝のふた	◎排水溝のふたは、つえ及び車いすキャスターが落ち込まない構造とする。	14-1
5 視覚障がい者への配慮	●「26 視覚障がい者移動等円滑化経路」の基準を満たすこと。	

関連基準(バリアフリー法誘導基準)

- 通路の幅員 : 180 cm 以上
- 傾斜路の勾配: 1/15 以上

基本的な考え方

道路や駐車場から建物までの敷地内の通路は、障がい者、高齢者をはじめ誰もが安全に通行できるようにすることが大切です。このためには、通路幅を確保し、段差を解消するなどの整備に努める必要があります。また、車路と通路を分離して計画するなどの安全面への配慮も大切です。

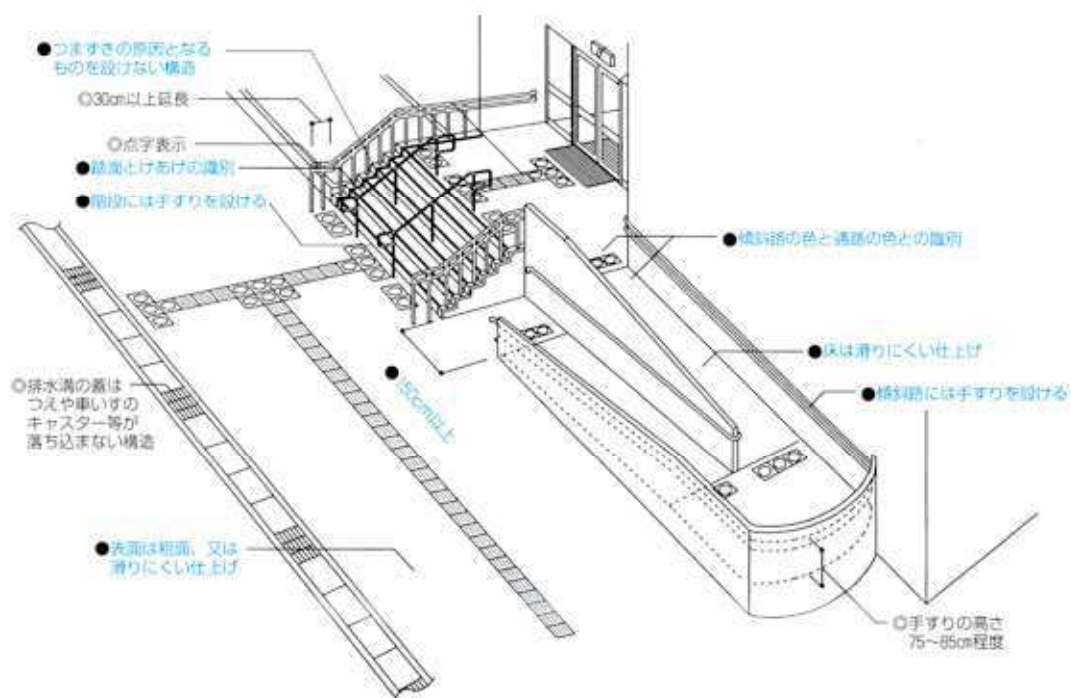
具体的な整備の例

整備の要点（●：整備基準 ◎：考慮すべき事項）

図面番号

■敷地内の通路

14-1





建築物編

15 客席及び観覧席

整備基準	整備基準の解説
(1) 興行施設、集会施設及び体育施設で固定式の客席又は観覧席を設ける場合には、車いす使用者が利用できる部分（以下「車いす使用者用席」という。）を1以上設けること。 (2) 車いす使用者用席は、次に定める構造とすること。 ア 幅は、85cm以上とし、かつ、奥行きは、110cm以上とすること。 イ 床は、水平とすること。 (3) 車いす使用者用席のある室の2の項に定める構造の移動等円滑化経路を構成する出入口から車いす使用者用席に至る通路は、次に定める構造とすること。 ア 幅は、120cm以上とすること。 イ 高低差がある場合においては、4の項に定める構造の移動等円滑化経路を構成する傾斜路及びその踊場を設けること。	○本項は、固定式の客席を設ける場合は、1以上の車いす使用者を設けるとともに、当該席に至る通路を車いす使用者が通行しやすい構造とすることを規定している。 ○85cm×110cmは車いすが収まる寸法である。 ○幅120cmは、人が横向きになれば車いす使用者とすれ違うことができる寸法である。

整備のポイント	整備の要点（●：整備基準 ○：考慮すべき事項）	図面番号
1 車いす使用者用席の設置	●興行施設、集会施設、体育施設で固定式の客席又は観覧席を設ける場合は、車いす使用者用席を1以上設ける。	15-1, 2
2 車いす使用者用席	●車いす使用者用席の一席当りのスペースは、幅85cm以上、奥行き110cm以上とする。	15-1, 2
	●床は水平とする。	15-1, 2
	○車いす使用者席には、介助者用の座席スペースを確保する。	15-1
3 一般の座席	○通路側の座席の肘掛けは、障がい者、高齢者等が利用しやすいよう跳ね上げ式とする。	15-1, 2
4 車いす使用者席に至る通路の構造	●有効幅は120cm以上とする。	15-1, 2
	●高低差がある場合は、「4 移動等円滑化経路を構成する傾斜路」に定める構造の傾斜路及び踊場を設ける。	4-1

基本的な考え方

障がい者、高齢者をはじめ誰もが気軽に音楽鑑賞やスポーツ観戦ができるようにするためには、客席や観覧席を誰もが利用しやすいものとするのが大切です。このためには、車いす使用者用の席を設置し、通路幅を確保するなどの整備に努める必要があります。

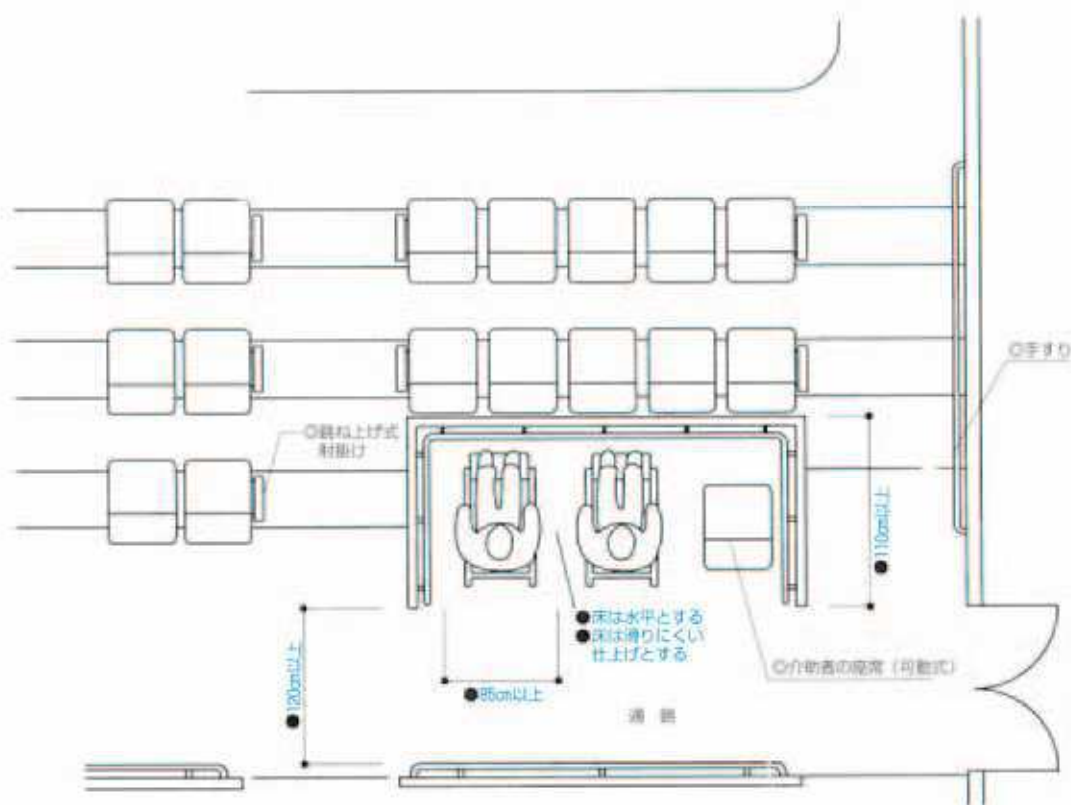
具体的な整備の例

整備の要点（●：整備基準 ◎：考慮すべき事項）

図面番号

■車いす使用者用席

15-1



15-2





建築物編

16 客 室

整 備 基 準

- (1) 宿泊施設で用途面積が1,000㎡以上のもの又は客室の総数が50以上のものにおいては、車いす使用者が円滑に利用できる客室（以下「車いす使用者用客室」という。）を1以上設けること。
- (2) 車いす使用者用客室は、次に定める構造とすること。
 - ア 出入口は、2の項に定める構造とすること。
 - イ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積を確保すること。
 - ウ 光等により非常事態を知らせる非常警報装置を設けること。
 - エ 便所には、12の項（1）、（4）、（5）及び（6）の規定により車いす使用者用便房を設けること。ただし、当該客室が設けられている階に12の項に規定する便所（車いす使用者用便房が設けられたものに限る。）が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合においては、この限りでない。
 - オ 浴室又はシャワー室は、次に定める構造とすること。ただし、当該客室が設けられている建築物に17の項に規定する浴室が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合は、この限りでない。
 - （ア） 出入口は、2の項に定める構造とすること。
 - （イ） 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積を確保すること。
 - （ウ） 浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置すること。
 - （エ） 浴室における1以上の浴槽は、洗い場の床面から浴槽の上端までの高さを、40cm程度とすること。
 - （オ） 床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げとすること。
 - （カ） 1以上の水栓器具は、操作が容易なものとすること。

整 備 基 準 の 解 説

- 本項は、一定規模以上の宿泊施設においては、誰もが利用しやすい客室を1以上設けることを規定している。
- 車いす使用者が円滑に回転することができるのは、150cm角以上のスペースである。
- 聴覚障がい者に配慮し、光や文字による非常警報装置を設けることを規定している。
- 原則として、客室内には車いす使用者用便房を設けることを規定している。
- 原則として、客室内には障がい者、高齢者等が利用しやすい浴室を設けることを規定している。
- 車いす使用者が円滑に回転することができるのは、150cm角以上のスペースである。
- 40cm程度は、車いす使用者が浴槽に移動しやすいよう配慮にした高さである。
- 「操作が容易なもの（水栓器具）」とは、レバー式、プッシュ式、自動感知式などの水栓器具が該当する。

整備のポイント

整備の要点（●：整備基準 ◎：考慮すべき事項）

図面番号

1 障がい者、高齢者等対応の客室の設置	●宿泊施設で、用途面積が1,000㎡以上のもの又は客室の総数が50以上のものには、誰もが利用しやすい客室を1以上設ける。	16-1
2 出入口の構造	●「2 移動等円滑化経路を構成する出入口」に定める構造とする。	2-3～6
3 客室の広さ	●車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保する。	16-1
4 便所の設置	●原則として、「12 便所」の(1)に定める車いす使用者便房を設ける。	12-1, 2
5 浴室の設置	●出入口は、「2 移動等円滑化経路を構成する出入口」に定める構造とする。	2-3～6
	●浴槽は車いす使用者の利用に配慮したものとする。	16-1, 3
	●車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保する。	16-3
	●1以上の水栓器具は操作が容易なものとすること。	16-1, 3
	●床の表面は濡れても滑りにくい仕上げとする。	16-3
	◎浴室に設ける全ての水栓器具が操作が容易なものとすることが望ましい。	16-3
6 聴覚障がい者への配慮	●光や文字により、火災等の非常事態を知らせる非常警報装置を設ける。	16-4
7 その他設備	◎ベッド、棚類等についても、障がい者、高齢者等が利用しやすいものとする。	16-2



建築物編

17 浴室及び脱衣室

整備基準	整備基準の解説
福祉保健施設及び宿泊施設で利用者の用に供する浴室等（客室又は居室の内部に設けるものを除く。）を設ける場合の浴室等及び公衆浴場の浴室等においては、1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）の浴室等は、次に定める構造とすること。 (1) 出入口は、2の項に定める構造とすること。 (2) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積を確保すること。 (3) 浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置すること。 (4) 浴室における1以上の浴槽は、洗い場の床面から浴槽の上端までの高さを40cm程度とすること。 (5) 床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げとすること。 (6) 1以上の水栓器具は、操作が容易なものとする	○本項は、福祉保健施設、宿泊施設で利用者の用に供する浴室等を設ける場合や公衆浴場の浴室等は誰もが利用しやすいものとするを規定している。 ○車いす使用者が円滑に回転することができるのは、150cm角以上のスペースである。 ○40cm程度は、車いす使用者が浴槽に移動しやすいよう配慮にした高さである。 ○浴槽の部分も含まれる。 ○「操作が容易なもの（水栓器具）」とは、レバー式、プッシュ式、自動感知式などの水栓器具が該当する。

整備のポイント	整備の要点（●：整備基準 ◎：考慮すべき事項）	図面番号
1 浴室等の設置	●福祉保健施設、宿泊施設及び公衆浴場には、誰もが利用しやすい1以上の浴室等を設ける。	17-1, 3
2 出入口	●「2 移動等円滑化経路を構成する出入口」に定める構造とする。	2-3～6 17-3
3 浴室等の広さ	●車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保する。	17-2
4 浴槽	●1以上の浴槽は、浴槽の上端までの高さを車いす使用者の利用に配慮したものとする。	17-1
5 床の仕上げ	●表面は濡れても滑りにくい仕上げとする。	17-1, 2
6 手すり	●手すりを適切に設ける。	17-1, 2
	◎手すりは、一連の動作が円滑にできるよう配慮する。	17-1, 2
7 水栓器具	●1以上の水栓器具は、操作が容易なものとする。	17-2
8 その他の設備	◎脱衣室には、通行を妨げない着替え用のいす等を設ける。	17-2
	◎脱衣棚等は、誰もが利用しやすいものとする。	17-2

基本的な考え方

ホテルや公衆浴場などの浴室や脱衣室を障がい者、高齢者をはじめ誰もが利用しやすいものとするためには、ゆとりをもったスペースを確保し、手すりを設置するなどの整備に努める必要があります。また、水栓器具などについても操作が容易なものとするのが大切です。

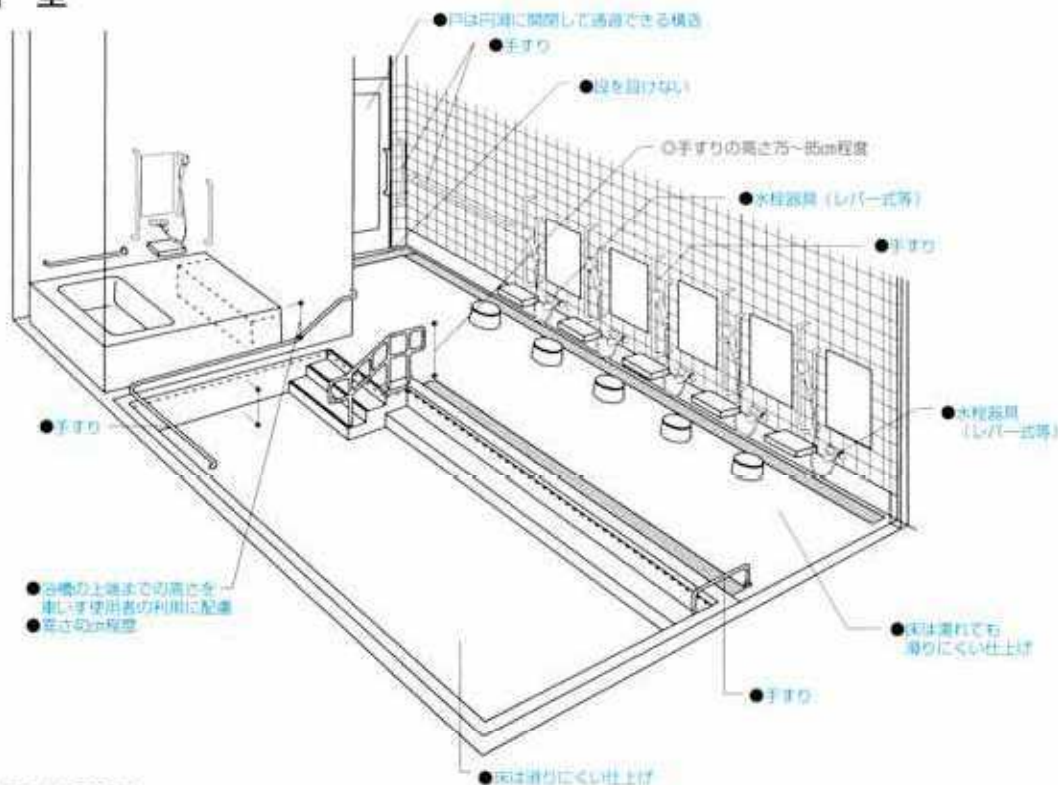
具体的な整備の例

整備の要点（●：整備基準 ◎：考慮すべき事項）

図面番号

■浴室

17-1



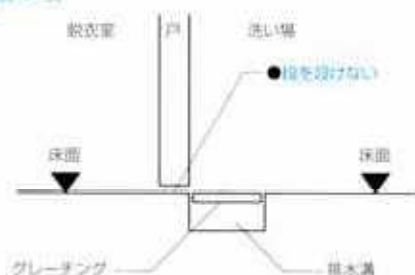
■浴室の平面

17-2



■出入口の段差解消

17-3





建築物編

18 シャワー室及び更衣室

整備基準	整備基準の解説
体育施設で利用者の用に供するシャワー室又は更衣室を設ける場合には、1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）のシャワー室又は更衣室は、次に定める構造とすること。 (1) 出入口は、2の項に定める構造とすること。 (2) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積を確保すること。 (3) 床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げとすること。 (4) シャワー及び手すりを適切に配置すること。 (5) 1以上の水栓器具は、操作が容易なものとする。	○本項は、体育施設で、利用者の用に供するシャワー室又は更衣室を設ける場合、誰もが利用しやすいものとすることを規定している。 ○車いす使用者が円滑に回転することができるのは、150cm 角以上のスペースである。 ○「操作が容易なもの（水栓器具）」とは、レバー式、プッシュ式、自動感知式などの水栓器具が該当する。

整備のポイント	整備の要点（●：整備基準 ◎：考慮すべき事項）	図面番号
1 シャワー室及び更衣室の設置	●体育施設にシャワー室又は更衣室を設ける場合には、誰もが利用しやすいシャワー室及び更衣室を1以上設ける。	18-1, 2
2 出入口	●「2 移動等円滑化経路を構成する出入口」に定める構造とする。	2-3～6
3 シャワー室及び更衣室の広さ	●車いす使用者が円滑に利用できるような十分な空間を確保する。	18-1, 2
4 床の仕上げ	●表面は、濡れても滑りにくい仕上げとする。	18-1, 2
5 シャワー及び手すり	●手すりを適切に設ける。	18-1, 2
	◎シャワーは誰もが利用しやすい位置や高さなどに配慮する。	18-1
	◎手すりは、一連の動作が円滑にできるよう配慮する。	18-1, 2
6 水栓器具	●1以上の水栓器具は、操作が容易なものとする。	18-1, 2
7 その他の設備	◎更衣室には、通行を妨げない着替え用のいす等を設ける。	18-1, 2
	◎脱衣棚等は、誰もが利用しやすいものとする。	18-1, 2

基本的な考え方

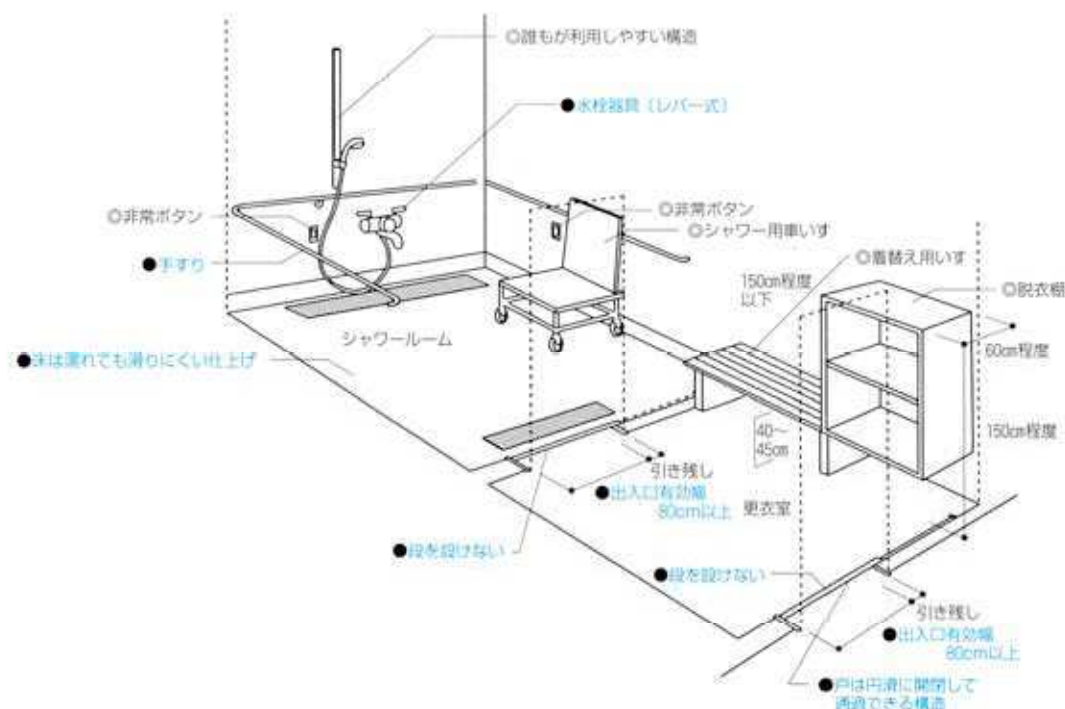
体育館などのシャワー室や更衣室を障がい者、高齢者をはじめ誰もが利用しやすいものとするためには、ゆとりをもったスペースを確保し、手すりを設置するなどの整備に努める必要があります。また、水栓器具などについても操作が容易なものとするのが大切です。

具体的な整備の例 整備の要点（●：整備基準 ◎：考慮すべき事項）

図面番号

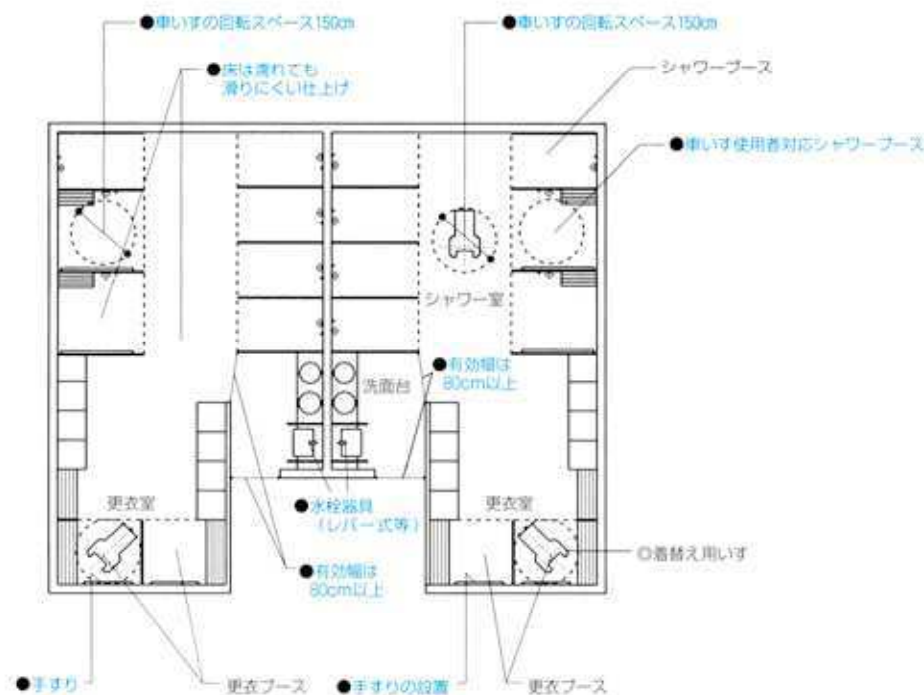
■更衣室及びシャワー室

18-1



■更衣室及びシャワー室の平面

18-2





建築物編

19 授乳及びおむつ交換場所

整備基準	整備基準の解説
(1) 福祉保健施設（母子関係施設に限る。）、文化施設、公共交通機関の施設、官公庁施設、集会施設、物品販売施設、興行施設及び展示施設で用途面積が2,000㎡以上のものには、円滑に授乳及びおむつの交換をすることができる場所を設けること。 (2) 授乳及びおむつ交換場所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。	○本項は、乳幼児連れの利用者が多いと考えられる施設には、利用しやすい授乳場所及びおむつ交換場所を設けることを規定している。

整備のポイント	整備の要点（●：整備基準 ◎：考慮すべき事項）	図面番号
1 授乳及びおむつ交換場所の設置	●福祉保健施設（母子関係施設に限る。）、文化施設、公共交通機関の施設、官公庁施設、集会施設、物品販売施設、興行施設及び展示施設で用途面積が2,000㎡以上のものには、授乳及びおむつの交換をすることができる場所を設ける。	19-1～6
2 授乳及びおむつ交換場所の設備	●授乳室は、利用しやすい様にするため、便房と別とする。 ◎授乳用のいす、おむつ交換用のベビーベットなどを設ける。 ◎給湯設備のある流し台を設ける。	19-1～6 19-1～6 19-1, 2
3 案内表示	●授乳場所やおむつ交換場所の出入口付近には、その旨を知らせる案内表示をする。	19-1, 2

基本的な考え方

乳幼児を連れて外出する場合、さまざまな面で行動上の制限を受けます。このため、乳幼児連れの利用が多い施設には、授乳やおむつ交換場所を設置することが必要です。

具体的な整備の例 整備の要点（●：整備基準 ◎：考慮すべき事項）

図面
番号

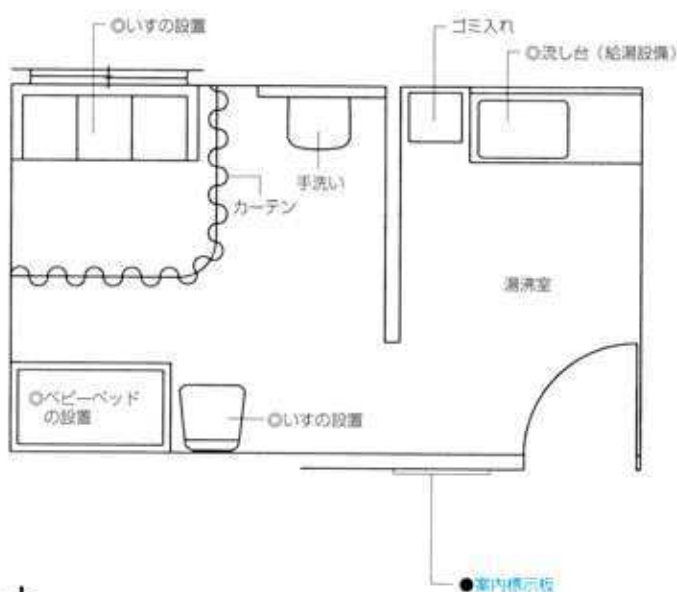
■コーナー利用

19-1



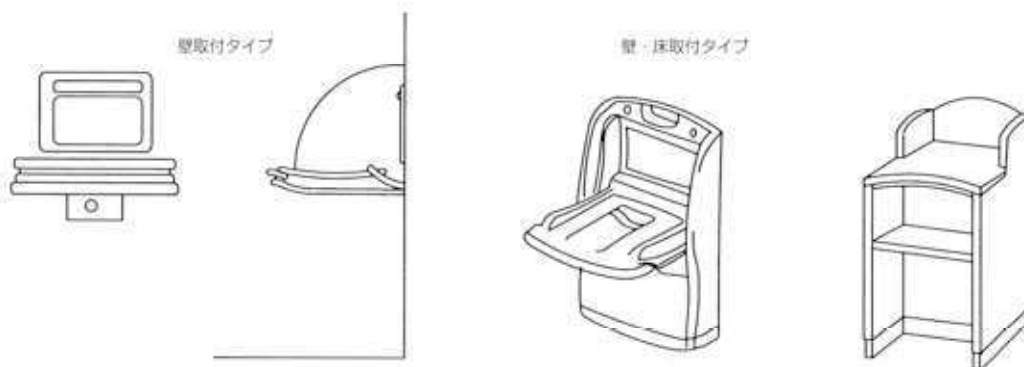
■部屋利用

19-2



■おむつ換えシート

19-3



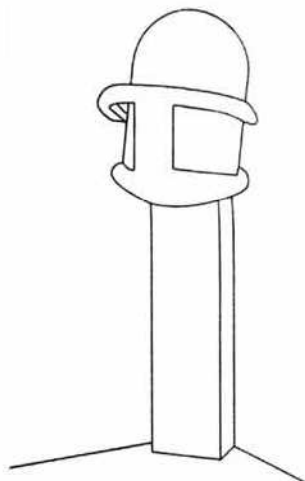
具体的な整備の例

図面
番号

具体的な整備の例 整備の要点

19-4

■ 乳児用いす(生後5ヶ月～2歳半程度)



コーナー壁設置の場合



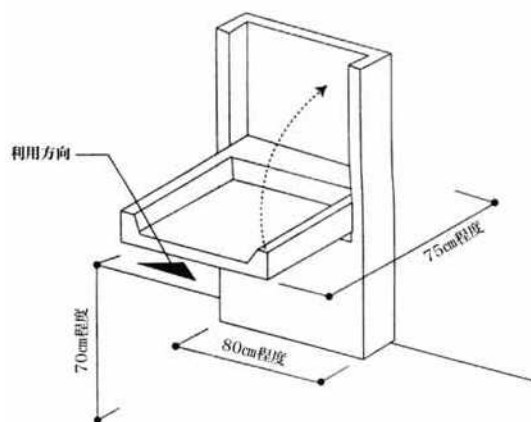
使用例



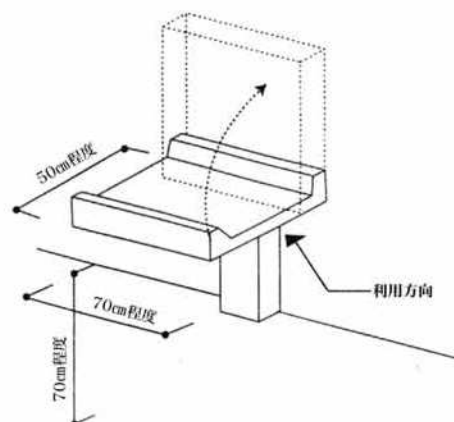
ベビーチェア標示の例

■ 乳幼児用ベッド

■ 壁・床取付乳幼児用ベッド(生後1ヶ月～2歳半程度)



■ 壁取付乳幼児用ベッド(生後1ヶ月～2歳半程度)



19-5

壁設置の場合



使用例



ベビーシート標示の例

19-6

19 授乳及びおむつ交換場所



建築物編

20 改札口及びレジ通路

整備基準	整備基準の解説
改札口又はレジ通路（商品、サービス等の代金を支払う場所における通路をいう。以下同じ。）を設ける場合には、1以上の改札口又はレジ通路は、次に定める構造とすること。 (1) 幅は、有効幅を 80cm 以上とすること。 (2) 車いす使用者が円滑に通過するために必要な水平面を確保すること。	○本項は、改札口やレジ通路を設ける場合、誰もが利用しやすいものとするを規定している。 ○幅 80cm は、車いすが通過できる寸法である。 ○改札口又はレジでは、車いす使用者が金銭の支払い等をする必要があるため、車いすが安全に停止できるよう床を水平とする。

整備のポイント	整備の要点（●：整備基準 ◎：考慮すべき事項）	図面番号
1 改札口又はレジ通路の設置	●改札口又はレジ通路を設ける場合は、1以上の改札口又はレジ通路を車いす使用者に配慮したものとする。	20-1, 2
2 改札口又はレジ通路の幅	●改札口及びレジ通路の幅は、有効幅を 80cm 以上とする。	20-1, 2
3 水平面の確保	●車いす使用者が利用しやすいよう改札口又はレジ通路の床は水平とする。	20-1, 2
4 レジ台等の構造	◎車いす使用者が利用しやすい高さとする。 ◎レジ台等の下部に車いす使用者の膝や車いすのキャスターが入る空間を設ける。	20-2 20-2

基本的な考え方

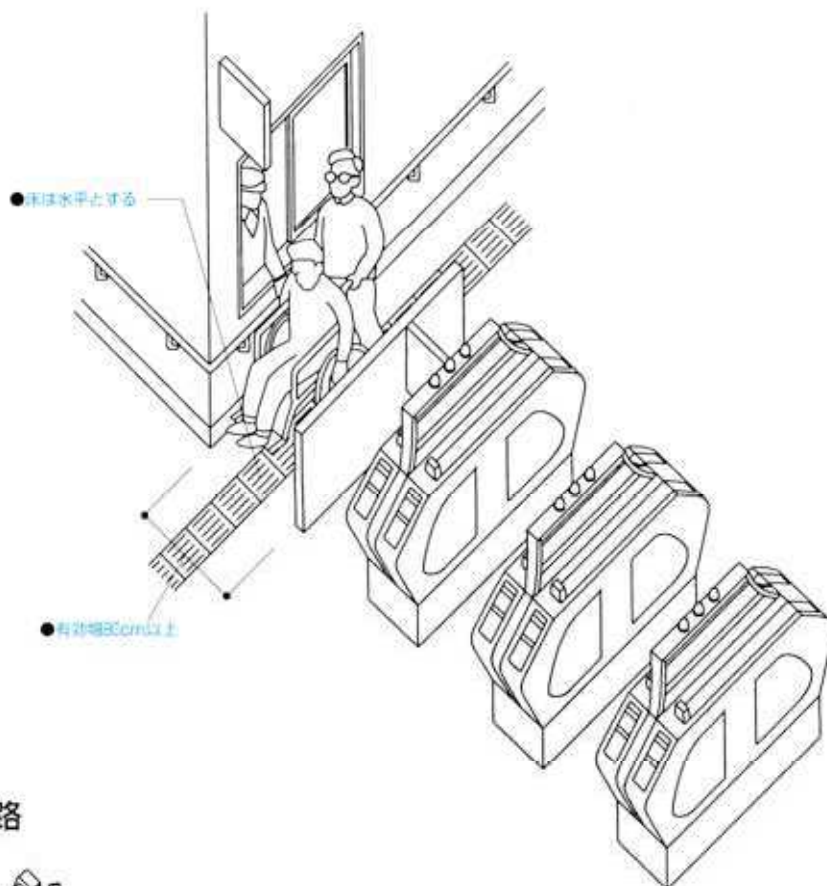
駅の改札口やスーパーのレジ通路などを障がい者、高齢者をはじめ誰もが利用しやすいものとするためには、ゆとりをもった幅を確保し、安全な通過のために床を水平にするなどの整備に努める必要があります。

具体的な整備の例 整備の要点

図面
番号

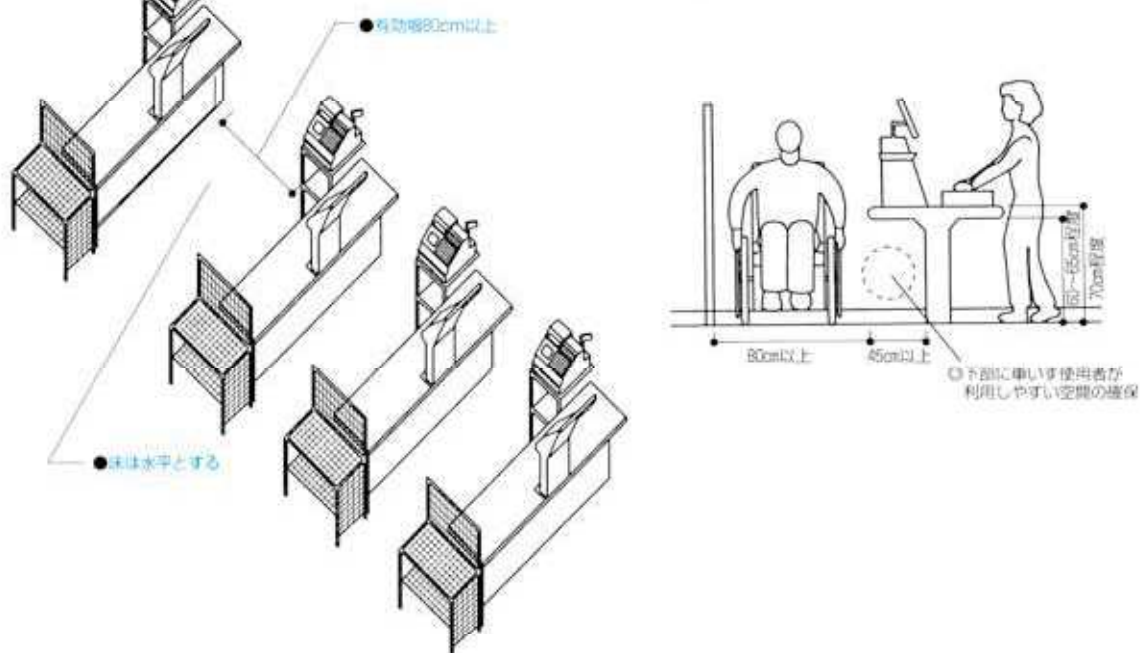
■改札口

20-1



■レジ通路

20-2





建築物編

21 公衆電話台

整備基準	整備基準の解説
公衆電話機を設置する台を設ける場合においては、 1 以上の台は、次に定める構造とすること。 (1) 高さは、床から 70cm 程度とすること。 (2) 台の下部に高さ 65cm 程度、奥行き 45cm 程度の空間を設けること。	○本項は、公衆電話台を設ける場合には、車いす使用者が利用しやすい構造とすることを規定してる。

整備のポイント	整備の要点 (●：整備基準 ◎：考慮すべき事項)	図面番号
1 公衆電話台の設置	●公衆電話台を設ける場合は、車いす使用者が利用しやすい公衆電話台を 1 以上設ける。	21-1, 2
2 公衆電話台の構造	●車いす使用者が利用しやすい公衆電話台の高さは、床から 70cm 程度、下部には、高さ 65cm 程度、奥行き 45cm 程度の空間を設ける。	21-2
	◎つえ利用者が利用しやすいよう手すりを設ける。	21-1, 2

基本的な考え方

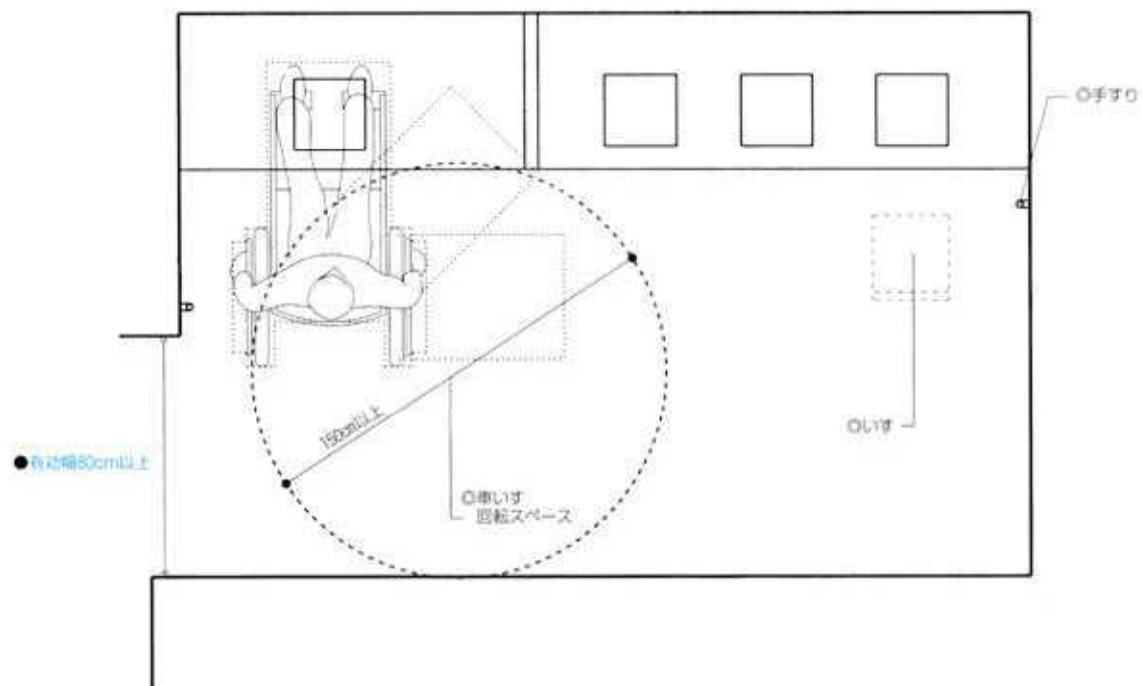
公衆電話は、障がい者、高齢者をはじめ誰にとっても、外出先における大切な通信手段です。このため、誰もが利用しやすいように公衆電話台の高さや下部空間の確保に配慮することが必要です。

具体的な整備の例 整備の要点（●：整備基準 ◎：考慮すべき事項）

図面番号

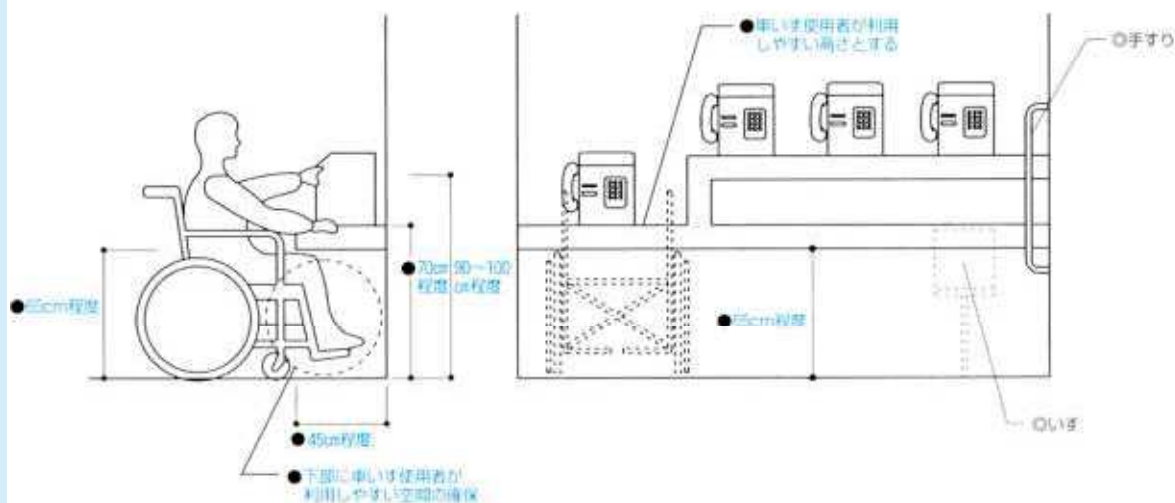
■ 電話台

21-1



■ 電話台等の基本寸法

21-2





建築物編

22 券売機

整備基準	整備基準の解説
公共交通機関の施設に券売機を設ける場合においては、1以上の券売機は、次に定める構造とすること。 (1) 金銭投入口及び操作ボタンの高さは、床から45cm から 125cm 程度の範囲とすること。 (2) 点字による表示を行うこと。 (3) 台を設ける場合においては、奥行き 45cm 程度の空間を設けること。	○本項は、公共交通機関の施設に券売機を設ける場合、1以上の券売機は車いす使用者や視覚障がい者が利用しやすい構造とすることを規定している。

整備のポイント	整備の要点 (●：整備基準 ◎：考慮すべき事項)	図面番号
1 券売機の設置	●券売機を設ける場合は、車いす使用者や視覚障がい者が利用しやすい券売機を1以上設ける。	22-1
	●台（カウンター）を設ける場合は、下部に奥行き 45cm 程度の空間を設ける。	22-1
2 券売機の構造	●車いす使用者が利用する券売機の高さは、床からの高さ 45 ～ 125cm 程度の範囲とする。	22-1
	●視覚障がい者が利用する券売機は、点字による表示及び点状ブロック等を敷設する。	22-2

基本的な考え方

公共交通機関における券売機を誰もが利用しやすいものとするためには、金銭投入口等の高さや点字による案内などに配慮することが必要です。

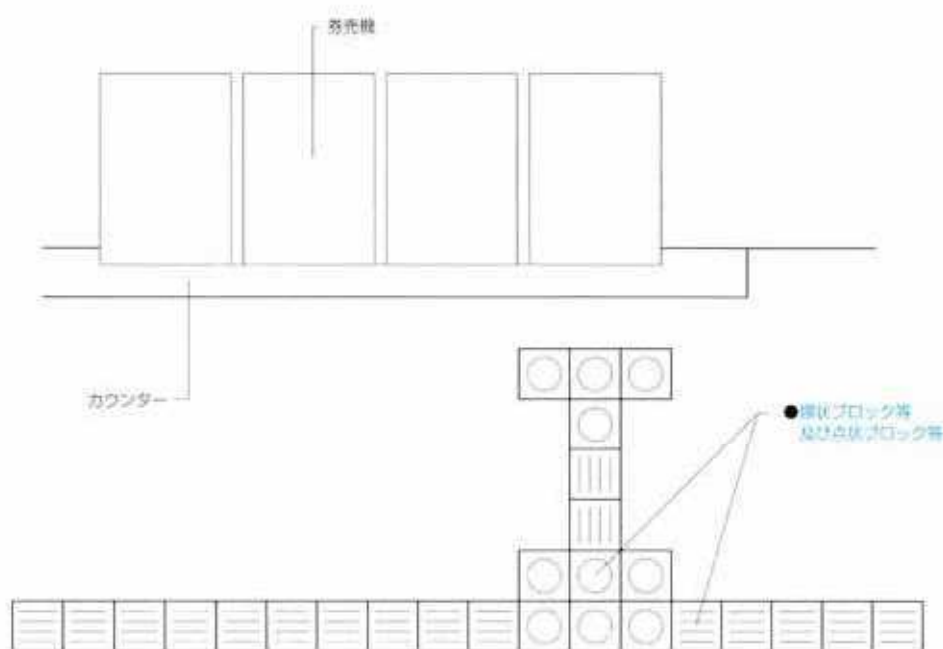
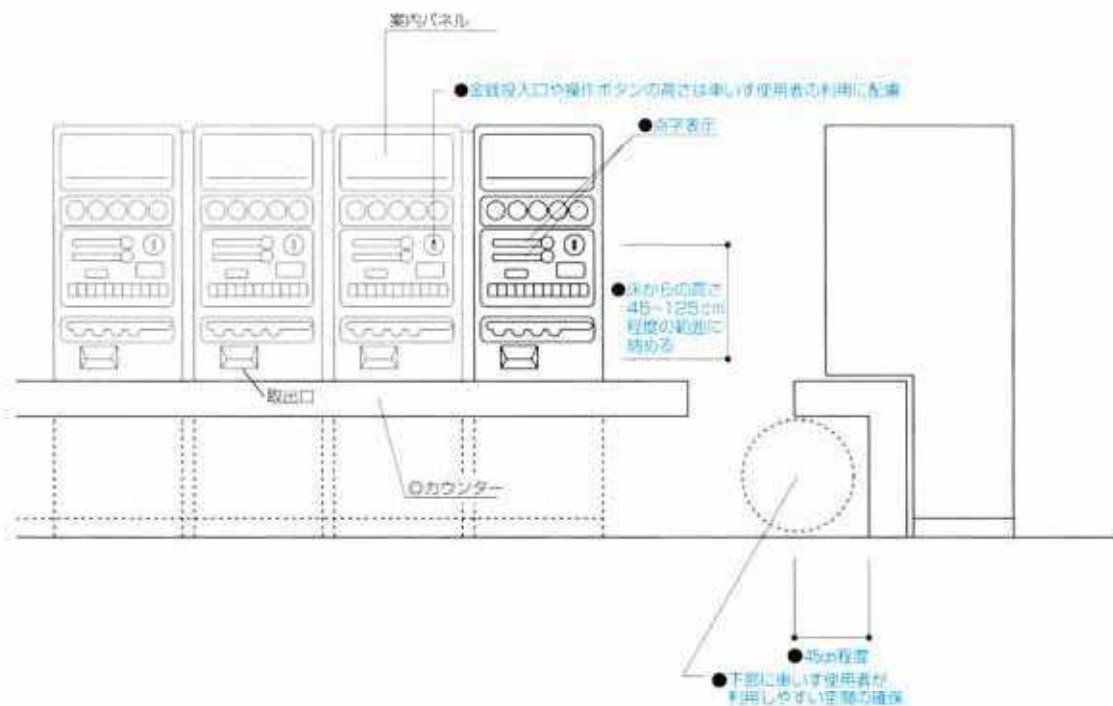
具体的な整備の例

整備の要点（●：整備基準 ◎：考慮すべき事項）

図面番号

■ 券売機

22-1



22-2



建築物編

23 受付カウンター及び記載台

整備基準	整備基準の解説
利用者の用に供する受付カウンター又は記載台を設ける場合においては、受付カウンター又は記載台の一部は、次に定める構造とすること。 (1) 高さは、床から 70cm 程度とすること。 (2) 台の下部に高さ 60cm から 65cm 程度、奥行き 45cm 程度の空間を設けること。	○本項は、利用者の用に供する受付カウンター又は記載台を設ける場合、一部は車いす使用者が利用しやすい構造とすることを規定している。

整備のポイント	整備の要点 (●：整備基準 ◎：考慮すべき事項)	図面番号
1 受付カウンター又は記載台の設置	●受付カウンター又は記載台を設ける場合は、その一部を車いす使用者に配慮したものとする。	23-1~3
2 受付カウンター又は記載台の構造	●車いす使用者に配慮した受付カウンター又は記載台の高さは、床から 70cm 程度、下部には、高さを 60 ~ 65cm 程度、奥行き 45cm 程度の空間を設ける。	23-1~3
	◎つえの利用者が利用しやすいよう手すりを設ける	23-3

基本的な考え方

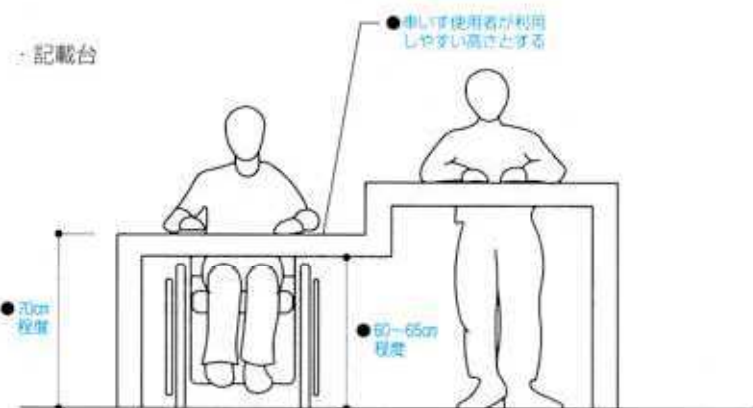
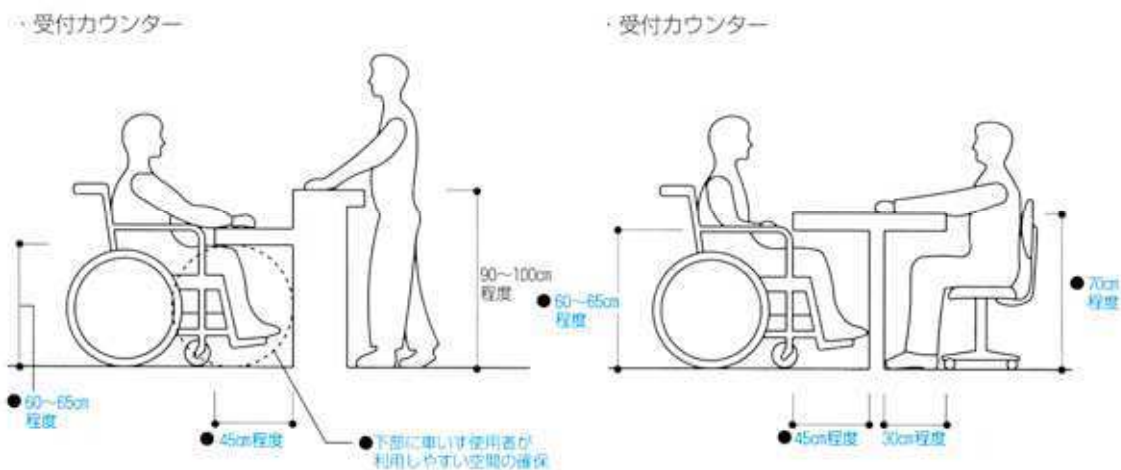
受付カウンターや記載台を障がい者、高齢者をはじめ誰もが利用しやすいものとするためには、受付カウンターや記載台の高さや下部空間の確保に配慮することが必要です。

具体的な整備の例 整備の要点（●：整備基準 ◎：考慮すべき事項）

図面
番号

■受付カウンター及び記載台

23-1



23-2



23-3



建築物編

24 案内標示板

整備基準

- (1) 公共的施設又はその敷地には、当該公共的施設又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所、授乳及びおむつ交換場所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。
- (2) 公共的施設又はその敷地には、当該公共的施設又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所、授乳及びおむつ交換場所の配置を点字、文字等の浮き彫り又は音による案内等により表示した案内板その他の設備を設けること。
- (3) (1) 及び (2) の規定は、案内所を設ける場合においては適用しない。

整備基準の解説

- 本項は誰もが施設の利用に関する情報を的確に把握できるよう、高さや文字の大きさなどを配慮した案内標示板を設けることを規定している。

整備のポイント

整備の要点 (●：整備基準 ◎：考慮すべき事項)

図面番号

1 案内標示板の設置

- 案内標示板は、誰にとってもわかりやすいよう、案内標示板の高さ、文字の大きさ等に配慮したものとする。

24-1~7

2 表示の方法

- ◎視覚障がい者に配慮し、点字や触地図による表示を行う。

24-1, 2

- ◎聴覚障がい者に配慮し、電光による表示を行う。

24-6

- ◎大きめの文字や図を用いる。

24-7

- ◎文字等は、背景と対比させるため、色彩及び明度の差に配慮する。

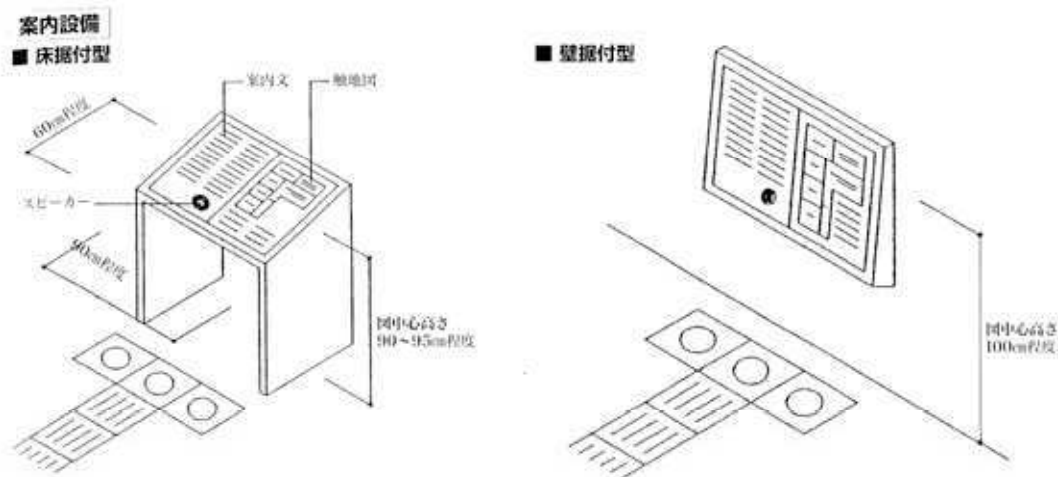
基本的な考え方

案内表示は、障がい者、高齢者をはじめ誰もが目的場所に到達できるように情報を的確に伝達することが大切です。このためには、標示板の高さや文字の大きさなどに配慮する必要があります。

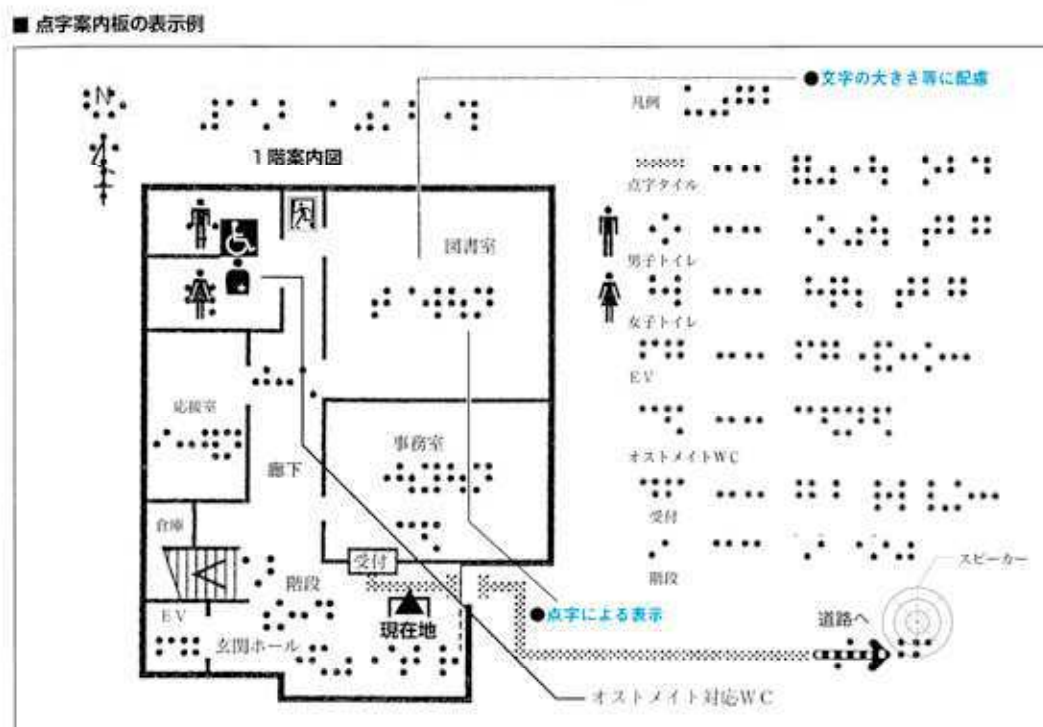
具体的な整備の例 整備の要点（●：整備基準 ◎：考慮すべき事項）

図面番号

24-1



24-2



■ ペンダント式



■ 杖式



(左)

24-3

(右)

24-4

具体的な整備の例

面
号

整 備 の 要 点 (●：整備基準 ◎：考慮すべき事項)

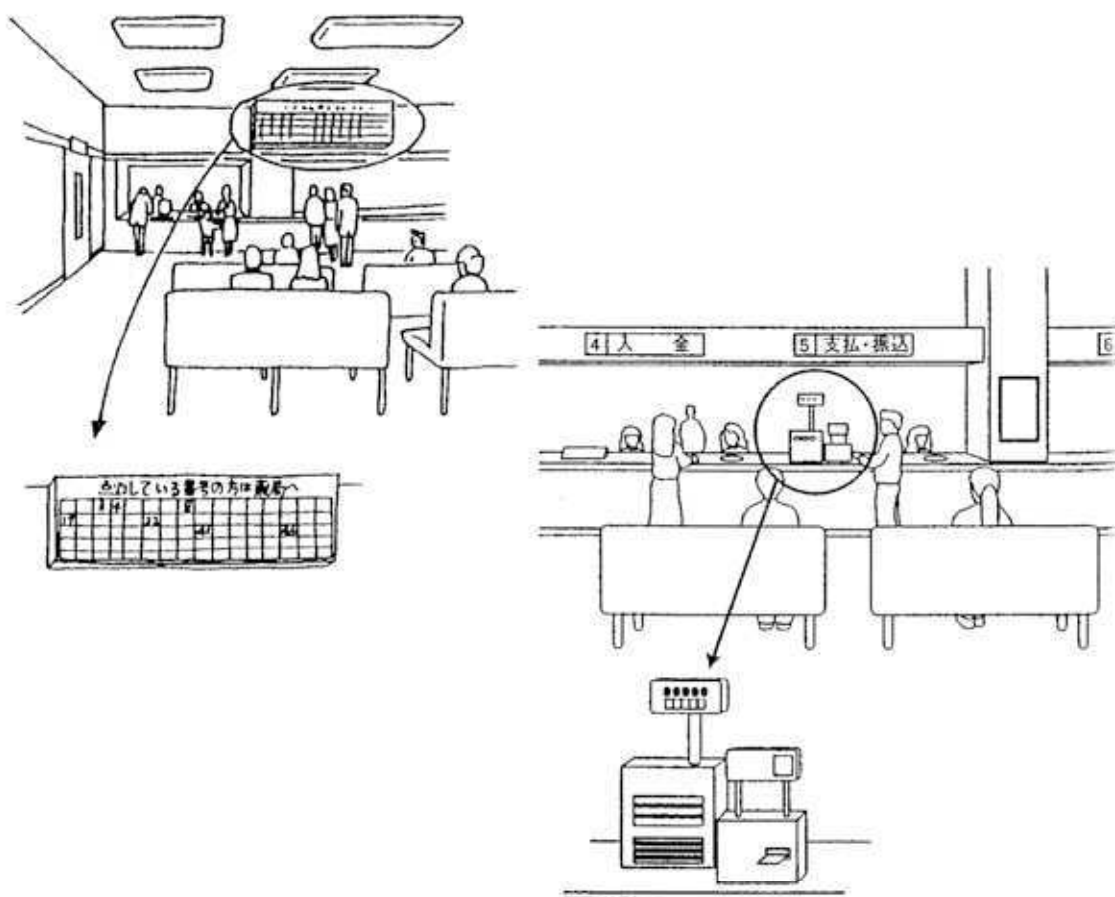
24-5

■ 玄関ホールの整備例



24-6

■ 病院（診察・薬局・会計等の窓口）



整備の要点

図面
番号

24-7

■ 各種サイン例



障害者が利用できる
施設・設備を示す
国際シンボルマーク



世界盲人連合が定めた
盲人を示す国際マーク



世界ろう連盟が定めた
聴覚障害者サイン

■ 各種案内板



音声案内

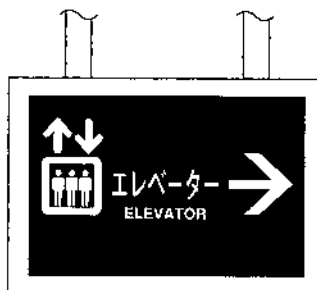
■ 入口方向を示す案内



■ 駐車場案内



■ エレベーター案内





建築物編

25 緊急時の設備

整備基準	整備基準の解説
用途面積が1,000㎡以上のもので避難用の誘導灯を設ける場合においては、点滅型誘導音装置付誘導灯その他視覚障がい者及び聴覚障がい者に配慮した誘導灯を設けること。	○本項は、一定規模以上の施設において避難用の誘導灯を設ける場合、視覚障がい者及び聴覚障がい者に配慮し、光や音声による誘導装置も設けることを規定している。

整備のポイント	整備の要点（●：整備基準 ○：考慮すべき事項）	図面番号
1 緊急時の設備	●用途面積が1,000㎡以上のもので避難用の誘導灯を設ける場合は、点滅型誘導音装置付誘導灯その他視覚障がい者及び聴覚障がい者に配慮した誘導灯を設ける。	25-1～3

基本的な考え方

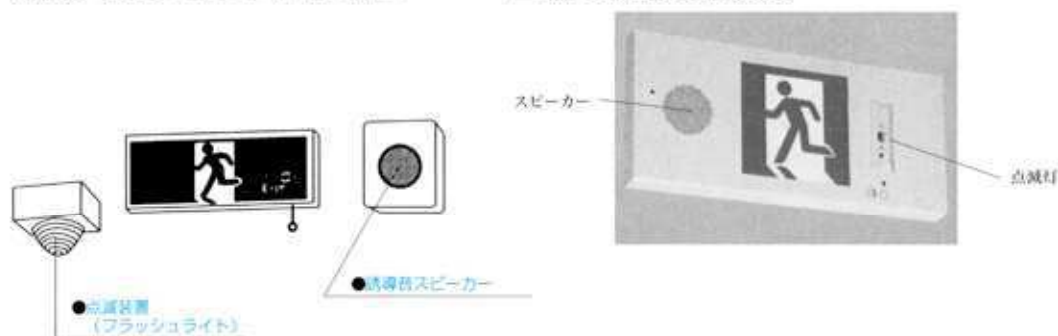
火災などの非常事態が発生した時は、障がい者、高齢者をはじめ誰に対しても情報の伝達や避難の誘導を的確に行うことが大切です。このためには、光や音を用いた誘導灯などを設置することが必要です。

具体的な整備の例 整備の要点（●：整備基準 ◎：考慮すべき事項）

図面
番号

■点滅型誘導音装置付誘導灯

25-1

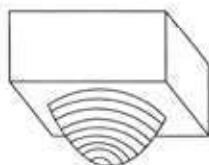


■点滅により非常事態を知らせる装置

25-2

・フラッシュライト

・バトライト



■文字での警報装置

25-3





建築物編

26 視覚障がい者移動等円滑化経路

整備基準

- (1) 道等から 24 の項に規定する案内設備又は案内所までの経路（利用者の用に供し、又は主として視覚障がい者が利用するものに限る。）のうち 1 以上を、視覚障がい者移動等円滑化経路にすること。ただし、当該経路が次のいずれかに該当するものである場合においてはこの限りでない。

ア 案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が (2) に定める構造のもの

イ 自動車車庫に設けるもの

- (2) 視覚障がい者移動等円滑化経路は、次に定める構造とすること。

ア 視覚障がい者の誘導を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線上の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの（以下「線状ブロック等」という。）及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障がい者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。

イ 視覚障がい者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に定める部分には、点状ブロック等を敷設すること。

（ア）車路に近接する部分

（イ）段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分（勾配が 20 分の 1 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、若しくは高さが 16cm を超えず、かつ、勾配が 12 分の 1 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの又は段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等を除く。）

整備基準の解説

○本項は道等から案内設備又は案内所までの経路のうち 1 以上を視覚障がい者移動等円滑化経路とし、点状ブロック等の敷設、又は音声その他の方法により安全かつ適切に誘導することを規定している。

基本的な考え方

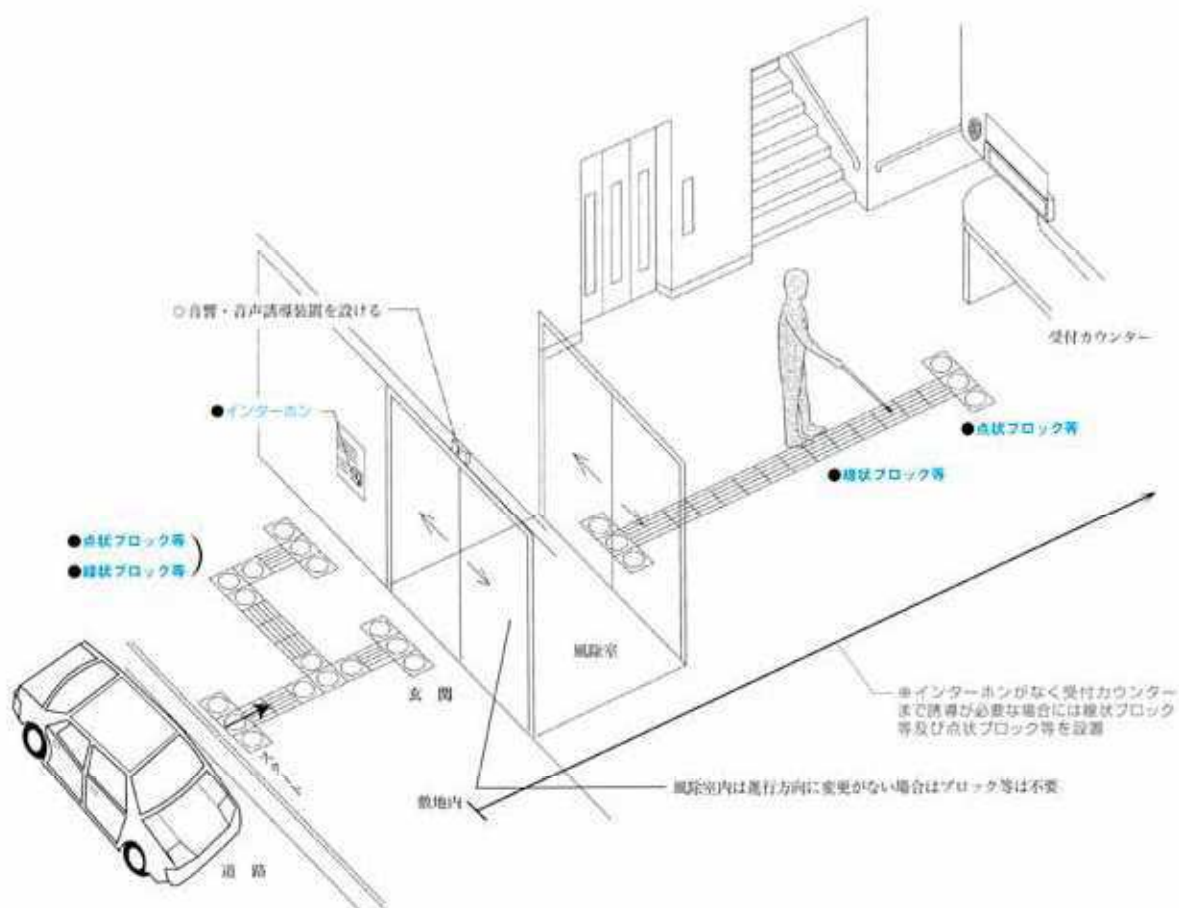
道等から案内設備又は案内所までの経路を視覚障がい者移動等円滑化経路といい、視覚障がい者が安全に通行することができるようにすることが大切です。

具体的な整備の例 整備の要点（●：整備基準 ◎：考慮すべき事項）

図面番号

■ 線状ブロック等、点状ブロック等（視覚障がい者誘導用ブロック等）の敷設例

26-1



■ 受付カウンター付近に管理者等が常駐し、出入口の内部での視覚障害者誘導用ブロック等の敷設が不要となる場合
（施設の管理者等は、視覚障がい者が訪れたときは、出入口で必要な介助、誘導を行う。）

利用円滑化経路



具体的な整備の例

図面
番号

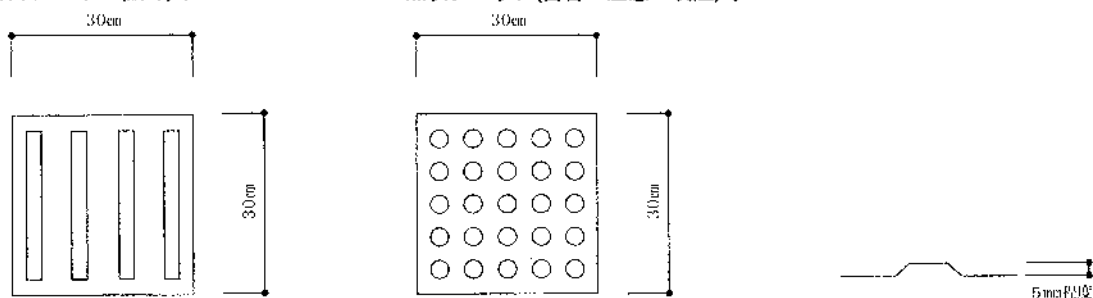
具体的な整備の例 整備の要点

26-2

■ 視覚障がい者誘導用ブロック等 (JIS T 9251)

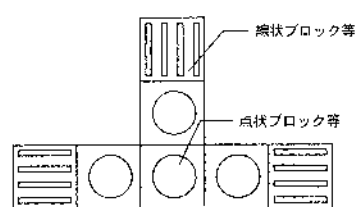
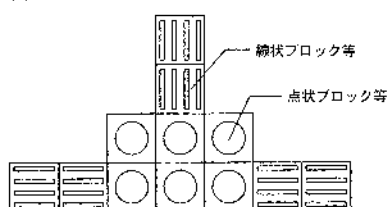
線状ブロック(誘導)等

点状ブロック(警告・注意・喚起)等

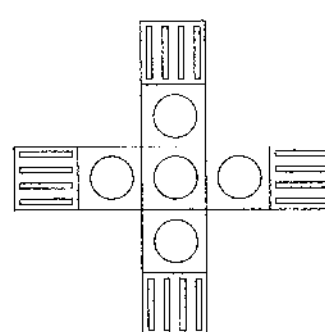
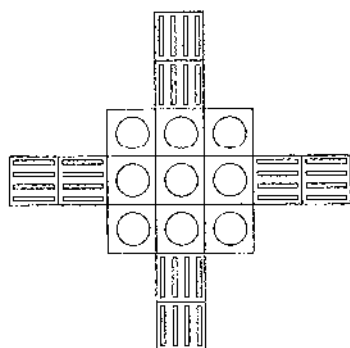


■ 経路分岐点における標準的な敷設の方法の例

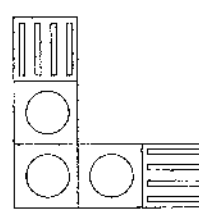
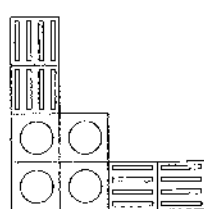
T字形



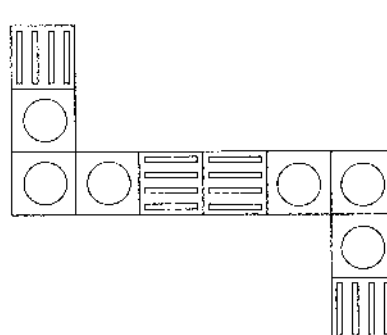
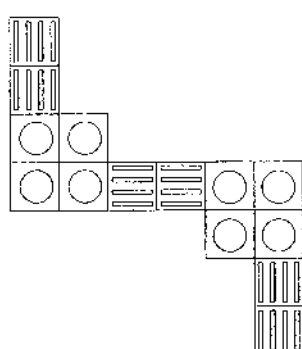
十字形



L字形



クランク



26 視覚障がい者移動等円滑化経路

